

令和3年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和3年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和3年第2回定例会記録				
招集年月日	令和3年6月8日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和3年6月8日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和3年6月8日 午後 5時02分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
応 招 議 員	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男
	農 業 委 員 会 会 長	大 川 義 博	監 査 委 員	柏 崎 堅 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江
	事務局 主幹	木村英樹		
町長提出議案の題目	1 報告第2号	専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額の決定について）		
	2 報告第3号	令和2年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	3 承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について）		
	4 承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）		
	5 承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）		
	6 承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第13号）について）		
	7 承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について）		
	8 議案第38号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	9 議案第39号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		
	10 議案第40号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
	11 議案第41号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について		
	12 議案第42号	おいらせ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例について		
	13 議案第43号	おいらせ町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について		
	14 議案第44号	おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例について		
	15 議案第45号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について		
	16 議案第46号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について		
	17 議案第47号	令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について		
	18 議案第48号	令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について		
議員提出議案の題目	1 発議第2号	おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について		
	2	議員派遣の件について		
	3	委員会の閉会中の継続調査申出について（総務文教・産業民生・議会運営委員会）		

開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	5 番 木 村 忠 一 議 員	
	6 番 田 中 正 一 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会 議 成 立 開 議 宣 告	事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。ただいまの出席議員数は16人です。定 足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時00分)
議 事 日 程 報 告	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
質 疑	西館議長	日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。 5席2番、澤上 勝議員の一般質問を許します。2番、澤上 勝 議員。
	2番 (澤上 勝君)	5席2番、澤上 勝です。まず皆さん、おはようございます。 新型コロナウイルス感染予防接種及びコロナの中の影響を受け ている町内の経済対策等に毎日頑張っている町長を筆頭に三役、 各課長さん及び特にコロナ対策室で頑張っている職員、その他の 職員の皆さんと、医療関係者の皆様に感謝と敬意を申し上げます。 さて、最近の町の話題としては、木ノ下地区の5月10日にオ ープンいたしました空揚げ屋、まつむら商店。本社秋田県7店舗、 岩手県に2店舗、そして県内ではおいらせ町が初出店であります。 オープン以来毎日車が駐車場に絶えない状況であります。今、か ら揚げブームだそうでありますから、若い方々には。そしてまた、 19日、トライアル、本社福岡、全国26社、ITを駆使する県 内八戸、十和田で県内最後の出店が当町であります。これもまた

毎日24時間営業でありますけれども、ほとんど朝の6時から10時頃まで満車の状態の盛況ぶりだと私は見ております。そして、27日、ダイナムの駐車場にセブン・イレブンがオープンされ、今後も十和田三沢下田インターを起点に三沢方面に住宅開発、今、ローソン青葉店裏の分譲地35区画が半月で完売したとかというのを聞いております。これからも、分譲の計画のうわさが数多く聞こえる中で、従来の分譲地の売れ残った土地にも住宅が毎日毎日建っている現状であり、今後も郊外型の商業様式が形成される気配すら推察される中で、町でも招致、開設の活動をしている郵便局、それらが実現される中、庁舎、屋内ドーム、残念ながら昨日は13番西館芳信議員の多目的ドームから決別するべきとの町長への発言がありましたが、最後に聞いておりましたら庁舎、病院で防災ドームが成るならば賛成のような私は理解をしたところでもあります。でも、今この議員の顔ぶれを見ますと、元下田町体育協会会長松林義光、現おいらせ町スポーツ協会平野敏彦議員、私も同じく副会長で、日本ファインボール協会檜山 忠議員、野球を通じてスポーツをこよなく愛する議員が多い中と察している。我が町の財政に合った、身の丈に合った整備を検討すれば、私は議員はもとより町民に広く理解されると思うので、この場面において成田町長にいま一度検討、提案をお願いしておきます。また、病院等が国道45号線より北で、ジャスコ近郊に整備されるならば、大東建託様の居住満足度調査、町の住み心地ランキングで当町が県内1位は持続されるものの、無論東北6県で順位が5位くらいに上がるものと思うし、それによりさらにさらに定住促進が進むものと予想されます。木ノ下小学校の3回目の増築も整備も視野に入ってきて、成田町長の持続可能なまちづくりと子供たちの未来のための後押しとなると思う。

さて、通告に基づいて一問一答方式で質問するので、真摯なる答弁をよろしく願いをいたします。

まず、最初に1、新型コロナワクチン接種についてでありますけれども、これについては昨日4番澤上 訓議員からいろいろと詳しく説明、質問等がありましたから、即座に質問に入りたいと思います。

(1) 新型コロナワクチン接種の実施に当たり、実施計画の方針を全議員に説明がなかった理由について答弁をお願いします。

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>おはようございます。</p> <p>今、答弁に入る前に、先ほど澤上 勝議員から私はじめ職員の皆さんにねぎらいの声をかけてくださったことにお礼申し上げます。ありがとうございました。それでは答弁します。</p> <p>国は、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な推進のために各市町村に実施計画を策定するよう求め、その提出期限は3月末までとなっておりました。そこで、2月にワクチン接種対策室が開設された後、まずは接種にご協力いただく町内医療機関との協議、続いて接種券の送付に関する作業を優先させましたが、調整に時間を要し、結果3月下旬に計画が完成となりました。年度の切替え時期ということもあり、町ホームページでの公開という形を取らせていただいたわけであります。限られた時間と職員で最善を尽くした結果、町民の皆様にご迷惑とご負担をおかけすることとなったことも多々あったと思っておりますけれども、現状をご理解いただき、今後もご支援とご協力をお願いしたく思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>いろいろな諸事情があったのは理解をしますけれども、失礼ながら2時間ぐらいでもそういう場が設けられなかったのか、そういう努力をしたのか、その辺を再度説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>お答え申し上げます。</p> <p>大変申し訳ございません。議会に説明ということはちょっと業務に追われてそこまで考える余裕がございませんでした。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>今、答弁の中で聞き捨てならないと言えはなんですけれども、議員に説明するのまで考えなかったというのは、いかがなものか</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>など私は申し、常日頃町長さんも行政と議会は両輪だと言葉にしているはずですから、その辺について、副町長でも、町長でも再度答弁をお願いします。</p> <p>副町長。</p> <p>私から答弁させていただきます。</p> <p>確かに、計画が出来上がった時点で議員のみならず町民の方々にも我が町はこのような形で進めていくんだということをお知らせすべきであったのかなと、今思えばそのような気がしておりますけれども、ただ、ちょっと持論を申し上げますと、私、読んだ本の中に経団連の会長でありました土光敏夫の話なんですけれども、新しいことを始めたら100点は求めない、60点でいいんだと。まずは実行せよという言葉があります。そして現場を見る。その上で軌道修正をして対処していけばいいと。行政とすればいろいろな法の下に慎重に進めて行かなきゃならないということもありますけれども、今回に関しては、確かに拙速かもしれませんが、皆さんに、町民にこういう形で進めていくんだよということをお知らせして走り出していくのがベターだったのかなとは思っております。ただ、今回はもう過ぎ去ったことでありますので、これからこういう事態になった場合には速やかに皆さんと協議なりして、対応していくべきと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>土光さんの中身については、私もよく存じておりますけれども、ただその中で基本的なことは、自分たちが広い視野の中でどう酌んでいるかの話であって、それが成り立っていれば実施してもいいんですよ。やはり早く動くことは大事でありますから。ただ、その辺で、失礼ながら60点も取っているのかなと、今、私は評価をしていると言えば語弊がありますけれども、今県内の、まだ後の場面でいろいろな場面が出てくるけれども、果たしてそこまでレベルが、評価誰もしていないような気がするので、その辺は頭に入れておいていただければということで、次へ行きます。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>(2) のコールセンターを選択し少ない3回線にした理由、及び4月26日から予約受付開始したがつながらない状態が毎日毎日続いて高齢者に不安を与えたと推察するが、この現実をどう捉え、どのように対処してきたのか。また、これからもこのように町民に不安を与える状況が続くと思われるが、どのように考えているのかお答えをお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>コールセンター方式にした理由については、医療機関から町が予約受付を行ってほしいとの要望があったことや、国からも外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど業務負担の軽減策を検討するように指示されていたことなどから、専門業者に業務を委託したところであります。</p> <p>また、回線数については、何社かの、数社のコールセンター事業者を確認したところ、当町の人口規模や高齢者のインフルエンザワクチン接種率を踏まえると3回線が妥当であるとの助言を受けたことから、それを参考に3回線と決定したところです。しかし、他自治体で電話予約が混雑している状況が報道されたことに伴い、当町においてもこのような事態を回避するため、まずは80歳以上の高齢者から案内通知を発送することや、予約受付開始日を年齢区分で分けるなどの対応を行ったところでありますが、結果的に数日間は電話がつながりにくい状況が続き、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。その対応といたしまして、2席澤上 訓議員へも答弁したとおり、電話予約以外にもスマートフォンやパソコンでのインターネット予約を順次整備し、速やかな接種につなげたいと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>この前、全員協議会でもお話をしましたがけれども、最初に2月の全員協議会の説明の中で3回線では足りないんでないかと私が言って、多分議事録に残っていると思うんですけども。常識の</p>

<p>答弁</p>		<p>中で、私はこれは考えれば分かるはずの問題だと私は思う。私も、商工会にいて40年いろいろな仕事をしてきて、特に六戸では文化ホールで歌謡ショー、藤あやことか吉幾三とかそういうのの前売券を売るのをやっっているいろいろな経験しているから、すぐ想像がつくんですよ。皆、欲しいと一斉に店屋に行ったり、商工会に来たりして、そういう体験をしているものですから、若干全員協議会の中ではお話をさせていただきましたけれども。今、1歳ずつ区切りながらいろいろな対応をしてきたし、副町長にも前に電話したとおり、高齢者の目線になって対応をしないと、果たしてあの文書すら、失礼ながら見られるか見られないかの状況がある、コールセンターの電話番号も長い、そういう状況ですから、その立場になって主催者はやらないと、特に行政のサービス業はね。そういうことを頭に入れながら今後もまだまだ、最後聞くんですけども、まだまだ続くはずですから、その辺は頭をしっかりと切り替えて、起こってまったんですから、その対応をスピーディーにやって、やはり町民に不安を与えないようにしていただければということです。</p> <p>次に行きます。</p> <p>(3) 個別接種・集団接種の併用との説明の中で、個別接種しか実施されていない現実の経緯について伺います。お願いします。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>現在は、個別接種を主として対応しておりますが、国の方針として接種希望の高齢者に対し7月末を念頭に各市町村が2回目の接種を終えることができるよう取り組んでいることから、当町においても数千人を対象とした高齢者対応の集団接種を実施することを決定しました。具体的に、7月10日と11日にワクチン接種を行い、その方々の2回目の接種日を7月31日と8月1日に決定しております。以上です。</p> <p>失礼しました。先ほど、1,000人と答弁しましたけれども、約がつきます。約1,000人を対象です。</p> <p>2番。</p>

質疑	2番 (澤上 勝君)	私もホームページは印刷をして見ております。1,000人の、これはどういう方々が対象になるのか、若干ご説明を賜りたいし、どういう形でどういう順番でやるのか、その辺も説明をお願いします。
	西館議長	保健子ども課長。
答弁	保健子ども課長 (小向正志君)	今回の集団接種については、65歳以上の方を対象に行います。集団接種を希望する方については、町に対して申込書を提出してくださいと。町で、その方の希望する時間とか日にちに合わせて、こちらでいついつ何時に来てくださいということで案内をすることとしております。 以上です。
	西館議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	これは、窓口で申込書を受け取るという確認でよろしいですね。
	西館議長	保健子ども課長。
答弁	保健子ども課長 (小向正志君)	返信用の封筒も入れておりましたので、返信用の封筒で返送していただくか、もしくは窓口提出していただくようお願いしております。
	西館議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	聞いたから話すが、例えば郵送ということは、これも電話と同じで1回に1,000人なり2,000人出す可能性はあるわけですね。そのときの順番はどう決めるんですか。
	西館議長	保健子ども課長。
答弁	保健子ども課長	一応、集団接種ですので、順番というのはないかなと思ってお

質疑	(小向正志君)	りました。その一定の時間内に来ていただいて、一気にその方たちを予診して接種するという形にしておりました。
	西館議長	2番。
答弁	2番 (澤上 勝君)	再度確認します。じゃあ、朝一番に来て夕方になる人もあるという解釈になるような気がするんだけど、そうでないということですか。
	西館議長	保健こども課長。
質疑	保健こども課長 (小向正志君)	いえ、その方に対しては時間指定して、この時間の受付に来てくださいということで指定しますので、朝来て夕方まで待つということはまずはないと思います。
	西館議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	1,000人に対して1,000枚しか出さないという確認になると、私は今想像したけれども、そういうことですよね。
	西館議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長 (小向正志君)	いや、1,000に対して出したのではなく……
	西館議長	保健こども課長、通告外ですので分かる範囲で簡潔にお願いします。
答弁	保健こども課長 (小向正志君)	一応、対象となる方には、74歳未満の方から順次案内をしていきます。その中で接種を希望する方、しない方、また個々の医療機関で接種を希望する方、集団接種を希望する方といますので、その中から年齢の高い順から1,000人ということで選んでというか、こちらのほうで受付をしたいと考えております。
	西館議長	2番。

<p>質疑</p>	<p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ちょっと、議長に確認をしたいんですけども、質問して答弁した中での再質問は通告外になるんですか。</p> <p>再質問ではなく、一問一答方式ですので。再々質問とか再質問という言葉は適さないと思います。だから、通告外の質問です。</p> <p>いや、通告外でなく回答した……。</p> <p>それはそれで受け止めてください。</p> <p>だから受け止めて、ここは分かりにくいからまた聞いているだけです。</p> <p>ということは、通告外の質問で答弁しなくてもいいということによろしいですか。通告外の質問です。</p> <p>一旦質問を受けて返答してもらったのに対して聞くんですから、想定外なわけだ、私はそう思うんですけども。</p> <p>再三、前の議会からも言っているように、通告どおりというよりも通告外になっていますので、そこを少し考えてもらわないと。この一問一答方式の在り方が問われると思います。だから、細かく1,000人とか、そういう細かく書いて質問することはいいと思いますが。</p> <p>いやいや、今回答したからそういう質問をしているんですよ。</p> <p>じゃあ、通告外ですので、回答しないほうがよろしいかと思いますがね。</p> <p>だって、議長、通告できないでしょう、回答する前に。</p> <p>じゃあ、この一問一答方式で通告制の一般質問の在り方というのがこれから問われると思いますよ。これは議会改革特別委員会</p>
-----------	---	---

	<p>2番 (澤上 勝君) 西館議長</p>	<p>のほうで議論したほうがよろしいかと思えます。</p> <p>では、させていただきます。お願いしておきます。</p> <p>私、特別委員長じゃありませんので。</p>
質疑	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>後方いると思いますので、まずそういうことで。また次行きます。</p> <p>まず、今の問題についても、不安やトラブルを起こさないように吟味したほうがいいと思いますよ。今、聞く中ではかなり危険性があるなと思って私は察しました。</p> <p>次、(4) 特に80歳以上の対象者に接種券の送付予定すらされなかったということで、いろいろな方から接種券が来ないという問合せが何回もありましたんですよ。その辺のご説明をお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>80歳以上の対象者に接種券を送付する前に接種券を送付する旨の通知をすることでむしろ分かりにくい対応になり、対象者の混乱を招く可能性も考えられたため、事前の通知は行っていませんでした。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>2番。</p> <p>そういう考え方もなきにしもあらずでありますから、見解の相違かもしれませんけれども、ただそういう町民、高齢者がいたということは認識しておいていただければと思います。</p> <p>あと、(5) 接種予約に当たり、町内の7医療機関の中から自由に選択できる説明であったが、現実にそれができない。また、そのこと等が事前に説明がなかった理由について伺います。</p> <p>町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>接種予約については、基本的には町内7か所の委託医療機関から選んで予約することが可能であるとともに、町内7か所のいずれかの医療機関に主治医がいる方はその医療機関で接種が可能となっております。しかし、それ以外の方で希望した日が予約で埋まっている場合には、コールセンターでは本人の了解を得た上で別の日を案内したり、ほかの医療機関を案内することもあり、そういった意味では自由に選択できなかったということもあったかもしれません。いずれにしても、事前にこのようなことを広報紙や案内文に掲載すべきではあったのかなとも思っております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>事実のお話ですけれども、高齢者で基礎疾患のある方が本当は東クリニックのほうに、木ノ下ですから行きたいし、かかっているって。でもコールセンターによく電話がつながったら否応なくおいらせ町立病院に何時に、時間も要望させない、病院も指定させない。基礎疾患があったからおいらせ町立病院だと思いうですけれども、その事前の説明もしない中での半強制的な会話をして、それは私の前でしていましたから、そういう事実がありましたので、やはりこれからもいろいろな場面があると思うので、気をつけていただきたいし、私だったらうんとは言わないんですけれどもね、高齢者の方ですからはいはいはいって聞いたみたいですから。それも頭に入れておいていただければと思います。</p> <p>次に行きます。</p> <p>(6)、(5)でやむなくおいらせ町立病院で接種した方が、病院から遠方の方々はそれぞれ費用がかかっていると思うが、町ではどのように考えているのか。お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>このワクチン接種は強制ではなく任意接種となっており、また</p>

		<p>原則的には住所地で接種することになっておりますが、住所地外で接種できる場合も認められております。接種される方も接種した場合のメリット・デメリットや、移動にかかる費用を比較検討した上でおいらせ病院で接種されることを選択したものと思われ ます。国では、接種を希望する者は自ら接種場所へ赴くことを原則としていることから、当町でもその考えに立ち、町内の医療機関やかかりつけ医で接種する方はふだん利用されている交通手段で接種場所へ移動していただくことを想定しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>国の指導、町でもそれに倣ったということで、先ほどの例のように半強制的においらせ町病院にということでもありますから、果たしてそれがその言葉が合うのか。失礼ながら、よその町村は高齢者のために臨時バスを出したりして、過剰サービスではないが普通の高齢者に対しての温かいサービスをしているわけですから、その辺も今後とも、このコロナだけでなくいろいろな場面であると思いますので、頭に入れておいていただければということで、次に行きます。</p> <p>(7) 政府からのワクチン配分状況を見ると、人口割合から見て他の自治体より少ないが、その何か根拠というのがあるのか。その辺をご説明いただければ。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>県では、5月20日に65歳以上の高齢者向けワクチンについて市町村別の追加配分量を公表し、6月7日の週と14日の週で31市町村に計163箱を割り当てることを公表しております。配分の決定は県が実施しますが、高齢者向けワクチンということから、高齢化率が高いことや、また集団接種の実施状況や個別接種を実施している医療機関の数を踏まえ配分したものと思われ ます。</p> <p>以上です。</p>

質疑	西館議長 2番 (澤上 勝君)	2番。 今、いろいろな理由を言いましたけれども、最終的にはおいらせ町は何の理由で少ないんですか。結論的に。
答弁	西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)	保健子ども課長。 お答えいたします。 町長も答弁しましたが、ほかの自治体の高齢化率が高いとか集団接種をやっていて早くワクチンを消化することが考えられる、個別医療機関での接種の医療機関も多いということで、そういう配分をしたものと思われます。
質疑	西館議長 2番 (澤上 勝君)	2番。 今、課長が答弁した一部の中に私が想定するものがありますけれども、やはりこれもいろいろな場面で、皆さん、町民も皆見えていますから、どういう状況であるのか、多分それを想像すると思えますので、その辺はやはり忌憚なく各町村に肩を並べるくらいに進めていただければということでお願いをしておきます。 (8)の、今後のコロナワクチン接種が町民に不安を与えることなく、生命の安全・安心に進める施策をどう検討し、どう進めていくのか。全町民が2回目のワクチン接種を終了する見込みはいつか、答弁をお願いします。
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 接種を不安視する方に対し、ワクチンの接種によるメリットやデメリットを検討する材料として広報や町ホームページを使った情報発信を強化したいと考えています。また、国が接種期間として定める2月末までに接種を希望する町民が2回目の接種を終えられるよう、町内各医療機関が対応可能な範囲での個別接種及び集団接種の協力要請を行い、接種機会の確保に努めていきたいと

<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>考えております。 以上です。 2番。 今、答弁したの、そのとおり実行し、町民の安全・安心をという ことで進めていただきたいし、これ接種率は私は目標としては 100%を見るのがいいと思うんですけども、どういうわけか うちのは多分70でしたか、そういう積算をしていましたよね。 答弁、ちょっとお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。 接種率100%というのは多分全町民が打つということだと思 われます。(不規則発言あり) そうですね、対象者全員が打つとい うことを考えていると思われます。ただ、こちらのワクチンはご 承知のとおり任意接種でございます。希望する方が打つというこ とを考えた場合、100%というのはまずないのではないかなと 考えておりました。そのことを踏まえて今澤上議員がおっしゃら れた70%に近い数字で、こちら接種できるように考えており ます。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。 昨日、澤上 訓議員は60%……、である程度収まるという話 もあるけれども、やはり100%に近いほうが私は、テレビ報道 等を見ていまして、そのほうがいいと思うんですよ。現実的に 打たない人の対応というのは何か考えているんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。 やはり、ホームページや広報を通じて接種に関するメリット・ デメリットを検討比較していただくような記事を載せて、できる 限り多くの方がワクチンを接種していただけるように考えていた</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>だいて、判断していただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>まず、いろいろと頑張っていたきたいと思います。3月の議会の冒頭でも言いましたけれども、我が町のワクチン対象者、高齢者7,200人、16歳以上1万4,600人、約2万1,800人、今プラス政府で12歳以上が加わり約2万2,700人くらいになると想像されます。町民の方々に短期間で速やかに2回接種できる体制を図るために対策室がつけられました。特に、小向課長、安藤室長、橘主幹ほか9名、いろいろと大変しょうけれども、町民のために頑張っていたきたいと思います。</p> <p>全国の自治体が同じスタートラインに立ってのワクチン接種であり、自治体の、失礼ながら、知恵比べとチームワークが問われているこの有事、早く言えば戦争なんですよ、意味を見ると。その非常事態を概念に、このとき、有事、時のトップの強力なリーダーシップが必要であるので、町長・副町長は先陣を切って時の武将織田信長・豊臣秀吉並みに戦争に臨み、我が町の町民の感染対策の予防接種に万全を期して、犠牲者を1人でも少なくしていただきたい。我が町のコロナ感染、県の発表によると11から50人ですから、少なくとも40人くらいあるのと想像されます。また、うわさによるとコロナでも亡くなっている方がいると聞きますので、2万5,200人を代表して、町長・副町長にお願いし、コロナについては次の8番平野議員に期待して終わります。</p> <p>次のページ、行かせていただきます。</p> <p>成人式の中止についてでございます。</p> <p>(1) 成人を迎えた皆さんにとって、成人式は一生に一度の節目の儀式であり、中学校を卒業して同級生・恩師と5年ぶりの再会の場でもあり、また特に女性の子供を持つ親にとって生涯の中で多くの方々が最初に和服を着せての晴れの姿で臨まれる式であり、本人はもとより両親並びに家族も楽しみにしている式と思われる。成人式をなぜ感染対策等を講じた中で延期の措置をしないで中止としたのか、ご説明を賜りたい。</p>
-----------	-----------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長 教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。 お答えをいたします。 成人式は本人あるいはご両親にとっては大変な楽しみであることは十分理解しております。なぜ延期をしなかったかということですが、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たない状況から中止とさせていただきます。2月に成人式のしおり等を送付しております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。 資料は私も預かって、知事のメッセージと式のしおりとCDが入っているのが、3年の2月22日に、2月22日は私の誕生日なんですけれどもそれは関係ないんですけれども、届いているみたいです。でもやはり、私も成人を迎えた方々と接する機会があるので、なぜ大きなところが開催され、再延期、再々延期をしている中で、おいらせ町はいきなり中止という、私も12月14日に吉田補佐から電話が来て中止、延期でなくかという言葉が返したんです。やはり、我が町を愛する、愛される子供たちのためにも、私はやるべきだったと。今さら多分教育長にも町長にもやることは多分言えないと思うんですけれども、やはりこういうことは二度あってはならないなと私は思うので、今後ともそういうことに努めていただければということで終わります。 続いて3、小中学校の運動会の平日開催について。 (1) 小中学校の年間行事の中で、両親と児童生徒にとって大事な絆の行事である運動会を両親等が参観しにくい平日開催されたが、感染対策を講じて例年のとおり土曜日に開催できない理由についてご説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。 お答えをいたします。 今年度の運動会については、県内でも新型コロナウイルスの感染者が増える中、確実に開催するため校長会等で野外においても</p>

		<p>大勢の人数が長時間集まらない、感染リスクの高い昼食の場をどのようにするかなどを協議してまいりました。結果、原則平日開催で、午前中で終わることを申合せしたところです。ただし、各校の事情により土曜日の開催としたところ、あるいは給食を挟んで午後も行ったところがあることをお知らせいたします。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>2番。</p> <p>じゃあ、各学校の状況をご説明いただければと思います。</p> <p>教育長。</p>
答弁	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、中学校3校は平日午前中開催をいたしました。ただし、天候によってスタートが遅れたところは、若干午後までかかったところがあります。</p> <p>それから、小学校5校の中で4校が土曜日の午前中開催をしております。木ノ下小学校だけは、人数がちょっと多いもので、午前中ではプログラムを終えられないということで1年生から4年生までは午前中、5・6年は午後開催したということになっております。</p> <p>なかなか足並みはそろえることはできませんでしたが、それぞれ工夫をしながらやっているところであります。なお、土曜日開催した4小学校について事情をちょっとお聞きすると、午前中グラウンドで一先懸命走って、校舎に戻って、平日開催の場合は給食がありますから、給食を提供するとなるとなかなか衛生面でもなかなか難しいところもあるということも考慮したと聞いております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>2番。</p>
質疑	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>私も中学校を見学しました。父兄は例年の4分の1から半分であった。企業の勤務のほうは金曜日は休みが取りにくいとの声と、</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>給食でなく母の手作りのご飯を家族で運動場で学校の会話をしながら、日本の文化で外国にはない文化だと外人ハウスに住んでいる奥様方の会話でありました。グラウンドを広く使い、感染対策を講じて、来賓、父兄の方々にはマスク等を着用させて、声を出さないで拍手で応援とか観戦させる対策等を取ってやることが私はできたのではないかと、これは私の考え方ですから。ただ、隣の三沢でも八戸でもある程度の大規模校でも土曜日・日曜日開催している現実がありますけれども、これは行政が違いますので違うと言えばそれまでですけれども、その辺もやはり考慮しながら、今後、コロナが終息すると思うんですけれども、例えば違うものがあつたときでも、そういう方面もいろいろ考えた中で学校等の運動会等も開催していただきたいということでお願いをしておきます。</p> <p>それでは、最後の4に入ります。</p> <p>奥入瀬川の整備状況についてでありますけれども、これも昨日15番檜山 忠議員からありましたから私からは簡単に質問をします。</p> <p>大雨や津波で氾濫する奥入瀬川の整備状況は、平成23年3月11日の東日本大震災からどのように整備されて、今後起きると想定されている3・11をはるかに上回る最大24メートル超の津波による洪水を防ぐ整備がどう進むのか、説明をお願いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、東日本大震災後の奥入瀬川の整備状況ですが、県が事業者となり地震高潮対策事業として平成23年度から堤防のかさ上げ及び改良工事を進めております。県から工事概要を確認したところ、おいらせ町分の左岸堤防は河口から主要地方道八戸百石線に架かる開運橋東側の水管橋付近までの区間640メートルについて、従前の高さ6メートルを7.5メートルにかさ上げすることです。また、堤防改良は水管橋付近から堀切川墓地付近までの900メートルについて、津波により堤防が流されるのを防止する工事であり、現在令和2年度の繰越予算により東下川原地</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>区のかさ上げ及び改良工事が行われ、当該工事の完了をもって事業が終了することを確認しています。</p> <p>次に、最大クラスの津波に対する整備についてですが、国において東日本大震災を踏まえた津波防災対策の基本的な考えを示しており、堤防整備や構造物の改良等ハード整備中心の対策は比較的頻度が高い津波、いわゆるL1津波を想定して講じることとし、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、いわゆるL2津波に対しては整備したハード対策に避難を中心とするソフト対策を組み合わせた多重防御により被害を最小化させる減災を基本に対策を講じることとされました。したがって、現在、県において進めている堤防整備等もこの考え方にに基づき行われているもので、先ほど申し上げましたとおりかさ上げ及び改良工事をもって終了すると聞いております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	再度聞きます。その、今立派な工事の説明がありますけれども、その完成めどはどの辺にあるのでしょうか。
	西館議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>まず、最初に堤防の高さについて補足説明させていただければと思います。堤防の高さなんですが、東京湾平均海水面、設計図ではTPと表記しておりますが、これが基準になるということで、この高さを6メートルから7.5メートルにかさ上げしますよということで補足させていただきます。</p> <p>工事の完了めどなんですが、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、昨年度令和2年度の予算を今年度に繰越して、今年度で事業が、河川の津波対策の事業が完了ということになります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	2番。
質疑	2番	今年度で全部、3月末で今の説明したやつは終わるということ

答弁	<p>(澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>ですね。すると、失礼ですけれども、何メートルまで耐えられるという確認になるんですか。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほどのこちらも町長の答弁のとおり、ハード対策に関しましてはL1クラスに対することを基本としてございますので、津波の堤防の高さ、かさ上げの7.5メートルが基本ということになりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>津波の高さ7.5メートルに対応できるという確認でよろしいですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>津波対策につきましては、この高さ何メートルの津波であれば大丈夫というものは一切言うことはできません。町長の答弁にもありましたとおり、国ではL1クラスの津波、L2クラスの津波と2段階に分けていまして、それぞれ何メートル程度のものというのは想定してございません。頻度であったり、それから甚大であったり、そういう表現で行っておりますので、具体的にL1だと何メートル、L2だと何メートルというものはございません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p>	<p>2番。</p> <p>私たちはあまり用語は分からないんですけれども、このL1とL2の簡単な説明を、簡単でいいですから。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>L1クラスにつきましては、比較的発生頻度が高い津波、頻度につきましてはおおむね数十年から百数十年に1回程度とされておりまして、</p> <p>次、L2であります。発生頻度は極めて低いんですが、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、おおむね数百年から千年に1度の頻度ということで明文化されておりまして、</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>これから大きな災害が出ると言われておりますので、そのとき最小限に、地域を守る体制を今後とも構築していただきたいということでお願いをしておきます。</p> <p>(2)の今後河川敷地がどのように整備されていくのか、また河川沿いの道路がどのように整備されるのか、答弁をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>初めに、奥入瀬川河川敷の整備についてですが、奥入瀬川に土砂が堆積することによる河川氾濫の危険性から県に対策を要望したところ、河床掘削及び雑木伐採が実施されております。現在、令和2年度の繰越予算により、サーモンパーク付近の河床掘削が行われておりますが、その後の工事は未定と伺っております。奥入瀬川の土砂の堆積箇所はまだ見受けられますので、今年度も引き続き県に要望を行っていきたいと考えております。</p> <p>次に、奥入瀬川河川沿いの道路整備についてですが、昨年度当町と六戸町の河川沿いの道路が舗装されました。事業は堤防天端を保護することにより、堤防崩壊の進行を遅らせる天端保護工事として舗装が実施されたものです。この整備により奥入瀬川左岸全区間と、右岸の一部区間が舗装されましたが、昨年度をもって事業が完了していると伺っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>西舘議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>今、町長の答弁で、昨年度県の強い配慮により、強い町の要望にもよるかと思えますけれども、河川敷の整備が進み、また河川沿いの道路もかなり整備されたと私も現場を拝見しておりますが、まだまだこの下流域のほうで整備が残っていると私は現場を見ておりますけれども、そういうところを早急に整備が必要だと思いますので、今後とも県に強い強い要望を、そして何せ16年前に奥入瀬川と一緒にする六戸、下田、百石が合併を進める中で町の由来でもあります奥入瀬川から取ったものですから、おいらせ町になった経緯があるわけですから、奥入瀬川をもっと水勢のあるきれいな川にさせていただくように、今後とも町当局、県とも連携をして、強力に進めていただきたいということでお願いをします。</p> <p>あと、残り5分ですから、あと一つ。</p> <p>5、新型コロナウイルスの感染症対応事業の事業継続支援、地域経済対応事業についてお尋ねをします。</p> <p>(1) 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた経済対策事業を盛り込んだ一般会計補正予算の専決処分をするか、または臨時議会を早期招集して承認をいただき早期に町内事業者等の事業継続支援を含めた地域経済対策を実施させる考えはなかったのか。答弁をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>さきの議員全員協議会でご説明したとおり、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては事業継続支援や地域経済対策として実施する商工会プレミアム付飲食券発行事業のほか12の事業について本定例会の一般会計補正予算に事業費を計上しております。また、今後とも必要な事業につきましては予算の補正で対応してまいります。また、今後も必要な事業につきましては予算の補正で対応してまいります。定例会を待つとまもなく早急に対応すべき事態となった際には、議員ご指摘のとおり臨時会の招集を軸とし、</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>専決処分も視野に入れて対応してまいりたいと考えております。 以上です。</p> <p>2番。</p> <p>今、町長から説明ありましたが、私の記憶の中で、3年間の中で必要性がなかったのか分かりませんが、工事契約に関わる承認の臨時議会は2回ほどと記憶しているが、コロナという有事の中で今日まで臨時会、専決処分も1度もなかった記憶をしているが、早期に町内事業者の事業継続支援を含めた経済対策を取る必要が私はあると思うんですけども、末端の声を聞くと悲惨な声を上げているのも事実で、それが行政に届いていないのかもしれないけれども、新聞を見るとおいろいろな形で廃業なり倒産している企業が今歴史の中でかなり多いわけですよ。身近な方々も結構おるし、それから後継者もないからついでに閉めてまるというのがありますし、その辺のまず経済対策、活力を、行政の側でどう与えるか。公助、それこそ菅総理でもないけれども、公助の部分にもっと力を私を入れるべきだと思いますけれども。その辺、副町長、町長、どうですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>私の耳にはそのような事案というのは入ってきておりません。ですから、澤上議員にそういう声があるとすれば、それを私に声として届けていただければと思います。ただ、経済対策、いろいろな形でこれからも進めていかなきゃならないんだろうと思っておりますし、その時々において、今まで臨時議会それから専決をやらなくても後手には回らなかったということで、それなりの効果が、十分経済効果が現れていると思っておりますので、これからもそのような形で努めて、本会議の場で決定していただくというような対応には変わりはないかと思っておりますけれども、ただ議員心配されているとおり、早くやらなければならないという事態も出てくるやもしれません。そのときは、それなりの対応をしていかなきゃならないと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、追加で答弁を申し上げます。</p> <p>先ほど議員、あるいは副町長からも答弁の中でありました専決、臨時議会についてでございますが、専決につきましては今年の4月に特別臨時給付金の関係で専決処分を行っておりますし、また臨時議会につきましても5月に緊急的なコロナ対応が必要ということで招集をさせていただいて補正予算等を可決をいただいているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>2番。</p> <p>最後ですけれども、今課長言ったけれども、それが経済対策、コロナの感染対策が多分主だったはずですから、やはり企業者に対しての経済対策、それからこの前商工会の総会に町長も出て分かると思うので、五百何ぼあったのが60人くらい事業所が少なくなっているという、人口が増えている中でもそういうおいらせ町の実態なわけですよ。やはりこれは、コロナだけにかんつけるわけではないけれども、やはり厳しいのが現実ですから、それが副町長あたりに聞こえないというのは、私はいかがなものかと。それから、先ほどの答弁も井の中の蛙の答弁をしているように私は聞こえるんですよ。</p> <p>これで、2番、澤上 勝議員の一般質問を終わります。</p> <p>真摯なる答弁、ありがとうございました。(「議長」の声あり)</p> <p>議事進行に関わる発言ですか。13番、西館芳信議員。</p> <p>13番、西館です。</p> <p>議事進行、一般質問の在り方ということについてですね、大事なことですので私は発言させていただきます。</p> <p>ただいまの2番議員の一般質問、ほかの場で言われるんだった</p>

	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ら幾らでも甘んじて受けますけれども、この何ら論戦、反論の機会の与えられない一般質問の場で、なおかつ自分の通告には何も関係ない昨日の一般質問の内容を出してきて、13番西館芳信議員の発言は残念だという、私の昨日の発言が批判とも受け取られるような言い方というのは、これは適切なのかどうかということがあります。そして、まずこれをできるのであれば削減していただきたい、議事録から。私への謝罪を求めます。今日でなくていいです。議運を通して、ぜひこれは検討すべき課題だと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>議員の皆さんに確認をしておきたいと思いますが、以前、私が一般質問、一般質疑の違いとこのを言ったことがございます。ご承知のように、一般質問は通告制であります。そして、先ほどの澤上議員の発言は不適切までいかななくても昨日の事実の話をしたということで、本人が謝罪を求めるのであれば2番議員がどう受け止めて本人に謝罪するのか、それは個人の問題だと思います。そして、一般質問は通告内の質問以外の持論と要望はできない場であるということをご理解いただきたいと思います。そして、一般質問はいわゆる補正予算等においては関連は認められます。ですから、一般質問で関連質問ではなく、補正予算等においてその項目において関連で質問はできるということをまずご理解をいただいて、議員の皆さんとここで確認をしておきたいと思います。</p> <p>以上ですが。13番。</p> <p>確かに話したことは事実ですよ。しかし、事実をそのまま大勢の不特定多数のいる前で話をして、それが通るかといったら、侮辱だとか名誉棄損、それは通らないし、そういうのは話が大きくなるけれども、今の場は聞いている人が聞けば「何だ、昨日西館は何しゃべっているんだろうと」まさしく批判、非難と思われるような言い方でした。言い方があるはずで。そこをちゃんとしてほしいというのが私の要望です。別に、議長の見解は見解として受け止めますけれども、議運を通して判断していただければ、私はそれに従うつもりですからよろしくをお願いします。</p> <p>8番、平野敏彦議員。質問の趣旨を述べてから。</p>
--	--	---

	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>今、議長の西館議員とのやり取りの中で、私は一般質問、議員の質問では、議員個々の名前を出すということは、出すべきでないということをちゃんと確認したように思うんですよ。議員個々の発言は様々ありますから、それを公の場を出して誰々議員がこうだっという氏名を出して質問する、議論するというのは控えるべきだというのが、私は認識を、前に議員必携とかで見たような気がするんですけども、それがまず一つ。</p> <p>それと、通告外ということの捉え方ですけども、一問一答方式で質問していったときに、答弁者が質問の基本的な部分からずれて答弁して確認をしたくなる、ほんで聞いていることに対してずれていく答弁者がいるわけで、そういうものはちゃんと追求して私は確認をしていくというのは、やはり一般質問のよさだと思うんですけども。私の考えが間違っているのであれば議長から指導をいただきたいと思います。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>解釈の仕方、拡大解釈なのかそれとも見解の相違なのか、私は会議規則にのっとって進めているつもりですが。いわゆる、一般質問の一問一答方式で、その答弁の端を捉えて質問するというのまで私は一般質問においては適さないと考えているものですから、通告外ということと言わせていただいておりますけれども。捉え方だと思いますがね。ですから、そこで納得できなかったらさっき言ったように一般質疑、補正予算等でそれを基に関連質問したほうがよろしいかと先ほど申し上げたわけですが、ご理解いただければしょうがないということですが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>一般質問は議員個々の思い、そういうものを、町民の声、そういうのを酌んで質問しているわけですから。やはり、誰が聞いてもなるほどというような回答をいただくのが私は筋だと思うんですよ。やはり、逆に言ったら、情報提供がないとかそういうので、片方は聞いて提案しているわけですから、やっぱりそういう趣旨をちゃんと酌んで、「なるほど、こういう情報もあるのか」という取り上げ方をして答弁してほしいと。私は、やっぱり、議員の一番の基本的な公の場での発言する場ですから、もっと大事に処理</p>

		<p>してほしいし対応してほしいなという思いがあります。議長が言う、いろいろな認識の違いもあるということですから、それは予算に反映される機会が、例えば今の議会の場合ですと補正予算に計上されないのだったらそういうものが確認できないということになるんじゃないですか。それとも、該当する款項目の、例えば衛生費なら衛生費に絡めて質問できるということであれば私はなるほどと思いますけれども。こういう形で理解していいですか。</p> <p>西館議長</p> <p>この際ですから、ほかに議員の方々、ご意見ありますか。13番。</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>あくまでも要望ですので、私は確かに議会を統理するという議長の立場は分かります。ただ、私たちもしゃべって何ぼ何ぼという商売ですから。しゃべるということについてちゃんと責任を持ってしゃべっているつもりです。そして、明らかにこういうことを聞かれても駄目だろうなど、確かに昨日議長から数字ということについては指摘を受けました。あれはやっぱり、数字ということについてはなるほどと思いますけれども、その他のことについては私たちも責任を持ってちゃんと答弁者が答えられないようなことは聞いていない、みんな良識の範囲内でやっているから、やっぱりあのやり取りは弾力的にやって、型どおりのことしかできないんだとなれば、これは聞いている人も面白くないし、何も伴わなくなると、私自身は思います。ですから、議長の気持ちは分かるんだけど、弾力的な運用を許してほしいというのが私の要望です。</p> <p>西館議長</p> <p>意見として受け止めておきますが、今本会議中ですが、先ほど私たちがしゃべって何ぼ何ぼの商売という文言は本会議中に適さない言葉だと思いますので、今後議員の皆さんも気をつけて発言をお願いしたいと思います。</p> <p>ほかに。14番、松林義光議員。</p> <p>14番 (松林義光君)</p> <p>見解の相違もあると思いますけれども、昨日は楢山議員が質問しました。通告外と議長に言われました。先ほど、澤上 勝議員が答弁に対して質問しました。通告外と。一旦受け付けておりま</p>
--	--	---

質疑	西館議長	<p>すので、私はもう少し議長は寛大に議事進行を進めてもらいたいと思います。言い分はあると思いますが、そんなに大きくずれていないような気がします。私の認識であればですね。ですから、その辺は議長も考えてもらえれば幸いです。</p> <p>意見として承っておきますが、私は会議規則に基づいて進行しているつもりですので、議員の皆さんもご理解をいただきたいと思います。ですから、先ほど言ったように一般質疑、補正予算等で関連で質問していただければということでございますので、ご理解をいただきたいと思いますが。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>なければ、ここで暫時休憩します。11時25分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時12分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時25分)</p>
	西館議長	<p>引き続き、一般質問を行います。</p> <p>6席8番、平野敏彦議員の一般質問を許します。8番、平野敏彦議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>令和3年第2回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、8番、平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により一般質問させていただきます。</p> <p>東京オリンピック開催まであと46日となりました。史上最多の33競技、329種目が42競技会場で開催されます。コロナ禍の収束が見通せない中での開催に、多くの国民が感染の拡大や医療体制の逼迫する状況に不安と開催に疑問の声が日増しに高まっております。東京都知事は、多くの人の希望の明かりとなるよう安心・安全な大会に向け準備を進めると話しております。アスリートが大会で生む感動に、世界中の人々が心を揺さぶられ、希望と勇気を与えるオリンピックとなりますよう祈念いたします。</p> <p>それでは、通告いたしました一般質問について町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>第1点目であります。</p> <p>学校施設の安全点検についてであります。</p>

		<p>4月27日午後3時過ぎ、宮城県白石市立第一小学校で男子児童六、七人が防球ネットで遊んでいたところ、木製支柱が倒れ2人を直撃しました。2人が頭部を負傷し搬送先の病院で死亡が確認され、もう一人は顎を骨折したことを受け、文部科学省は28日、全国の都道府県教育委員会などを通じ学校にある防球ネットの緊急点検を要請したとあります。おいらせ町の学校にある防球ネットの緊急点検実施状況についてお伺いいたします。</p>
	西館議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>5月の校長会で各学校に設置してある防球ネットと施設についてその安全性を緊急に点検するよう指示し、心配な箇所については早急に報告をするとともに、事故の発生防止に努め、引き続き学校の安全確保に万全を期すよう要請しております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	8番。
質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>5月の校長会で指示したその結果、特別に支障がある施設があるというような報告はないですか。(不規則発言あり)</p> <p>2番に入らせていただきます。今、点検の実施を指示したという教育長の答弁でしたから、その指示した結果がどうだったのかというのが出てこなかったんですけども、現時点で、緊急点検により、(2)に入りますけれども、使用停止のおそれのある施設、設備があるかお伺いいたします。</p>
	西館議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>今回の点検による使用停止等の措置を行う防球ネット等の施設はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	8番。

質疑	8番 (平野敏彦君)	あわせて、小学校等に遊具があるわけですが、それらも点検をして異常なしということで理解していいですか。
	西館議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	それらも一緒に点検したということになります。また、それらの施設につきましては月1回点検していることと、各学校側でしていると確認しております。 以上です。
	西館議長	8番。
質疑	8番 (平野敏彦君)	続いて、3番に入ります。 学校施設の専門業者による点検の実施状況、専門業者ですから特定の施設と思われそうですが、その実施をした場合、どういう方法で教育委員会に連絡があるのか。学校だけでとどまっているのか。この辺お伺いします。
	西館議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 学校遊具の施設については、毎年専門業者に保守点検業務委託を行って、点検結果に応じて使用禁止、修繕、撤去等を行っております。 以上です。
	西館議長	8番。
質疑	8番 (平野敏彦君)	毎年実施をして、危険な部分については改修、撤去しているということで理解をさせていただきました。 専門業者による点検施設は、多分屋外、屋内問わず全てが対象になっていると思うんですが、例えば体育の跳び箱とか、そういう屋内の部分、それから屋外の分、全てがそういう形で、例えば運動会で使用する大玉とか様々なのがありますが、

<p>答弁</p>	<p>西館議長 学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>ああいうのも全部入るんですか。</p> <p>学務課長。</p> <p>先ほどの教育長の答弁について補足的な形の回答をいたします。</p> <p>先ほど教育長が答弁した学校施設の遊具につきましては、外にある遊具に対しての業務委託になります。今、平野議員からお話いただいた室内の物、例えば体育館であればバスケットゴールとか、そういう物につきましては、大きな物についてはある程度の時期を見ながら点検を教育委員会をお願いしていく形を考えております。また、補足しますと今回の4月27日の事故を踏まえて、実は5月中にバスケットゴールを設置している業者さんが見えまして、サービスで8校を見て回っていただいているところになっております。</p> <p>また、細かな物につきましては、それぞれ学校で使用する前に点検していただくこととしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>了解しました。</p> <p>次、(4)に入ります。</p> <p>文部科学省は、30日、倒壊のおそれのある学校施設の有無を確認し一斉点検するよう全国の教育委員会に要請する方針を決め、危険のある設備をさらに洗い出す必要があると判断したとあります。学校施設の安全管理記録簿の管理、それから教育委員会での管理の方法についてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>学校施設設備の点検記録については、各学校で月1回、安全点検表を作ってそれに従って行っております。学校で管理しているということでありまして。また、その点検により異常があった場合</p>

		<p>には町の教育委員会に報告して必要な対応をすることとしております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>学校で月1回実施して、支障があれば教育委員会に報告があると。学校施設については公的な、例えば町教育費の予算で設置した物、それから例えばPTAが子供たちのためにということで夜間照明とかそういうものをする、そしてまた学校の創立何周年記念とかって実行委員会があれば、記念事業として学校にそういうのを記念すべきものとして設置をする、そういうのもあるわけですが、これらは今教育長が答弁している施設の中に全て網羅されているのか。そういう物も何年にどういう形で受けて、現状はどういうもので危険性がないという形で判断されているのかも併せてお伺いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>議員おっしゃるとおり、寄附された物、町で設置した物、それぞれ各学校についてはあると認識しております。今回、5月25日に文部科学省から発出された通知につきましては、そういう物も踏まえて全て点検の項目に入っているかどうかの洗い出しをしてくださいという通知になっておりました。教育委員会としまして、全ての物を網羅しているかどうかという部分について確認が取れていない物もありましたので、今回の通知をもちまして点検表を、先ほど学校で使っている安全点検表を今回委員会に提出してもらいながら、また学校につきましては寄附等で設置されている物についてはそれを含んだ形で提出してくださいということでお願いをし、委員会と学校の間で相違がない形で確認をしていきたいということで事務を進めております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p>
	<p>西館議長</p>	

質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>過去に百石小学校で遊具での死亡事故がありました。一番安心・安全な学校でのそういう事故が発生するということは全く想定外なわけですが、親にとってもまさか学校で事故で亡くなるということは想像できないわけで、いろいろな意味で事前に学校と連携をしながら、点検をしながら、子供たちが安心・安全で学べるような条件整備を引き続き取っていただきますようお願いをして、次の質問に入らせていただきます。</p> <p>2点目は、青森県津波浸水区域見直しについてであります。</p> <p>令和2年8月配布のおいらせ町防災マップから質問しますけれども、20メートル以上の津波浸水が想定されております。その20メートル以上の津波が浸水されたその世帯数、浸水すれば、あれ見ればその段階がいっぱいありますけれども、その世帯数と人口はどうなっているか、どう把握しているかお伺いします。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>現行の津波ハザードマップにおいて、最大クラスの津波発生時に20メートル以上の浸水が想定される世帯数ですが、横道地区で世帯数11世帯、人口33名となっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>ちょっと私が想像した答弁と違う。横道地区っていうのは、簡単に言えばこのマップでいって、工業団地の西側になるわけですね。前回の3・11のときは、ここはほとんど被害がなかった。今、私はこれに基づいて質問しているわけですが、何でここで横道地区の世帯がこういう形で答弁になったか、ちょっともう一回確認させていただきます。</p>
答弁	西館議長 まちづくり防災課	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p>

質疑	長 (成田光寿君)	<p>平野議員もこのマップをご用意していると思うんですが、このマップの12ページをご覧いただければ分かるんですが、ちょうど色塗りがされております。20メートル以上の津波浸水想定の色は、濃い紫が20メートル以上になっております。その20メートル以上のところを見ますと、横道地区、それから明神下の工業団地等も入っておりますが、いわゆる住家が対象となっているところは横道という行政区町内会のみとお答えしたものであります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	8番。
	8番 (平野敏彦君)	<p>私は、この防災マップで、9ページから14ページまでですね、この海岸の部分、それからこっちのあるわけですけども、この20メートルの色分けしている部分で家屋被害が出る、例えば床下浸水とかそういう、倒壊とかそういうのが想定される地域ですよ。例えば、一川目は3丁目の地域は何世帯ある、二川目は二の川の周辺、あの部分には何世帯ある、それから川口地区ですと何世帯、そういうものを把握していますかということなんです。横道は、私は、地図でいっているわけですけども、そこまで、住宅ですから、会社とかそういうのと違いますよ。</p>
答弁	西館議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>ちょっと確認いたしますが、ハザードマップに色分けしてございます。浸水の深さの区分も20メートル以上、それからその下が10メートルから20メートル未満、その下が5メートルから10メートル未満、このように浸水の深さによって色分けをしてございます。</p> <p>平野議員のご質問の20メートル以上というところをこちらで解釈して、20メートル以上が浸水するところとお答えしたものであります。例えば1メートルでも2メートルでも5メートルでも含めて浸水する区域全体というご質問であれば、段階別に世帯数を拾っているものはございません。その町内会が浸水するものとして……、浸水する町内会を全て足しますと、世帯数が約4、</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>500世帯、人口は1万400人でございます。ただ、この積み上げの仕方は、例えばで言いますと、二川目地区におきましても浸水なしの区域もあります。そこに住んでいる方もいらっしゃいます。その一方で、10メートルから20メートルの浸水区域に住んでいる方もいらっしゃいます。そういうことで、二川目から川口に至るまで浸水する区域もあれば浸水しない区域もあります。こちらでは、それを個別に線引きして世帯数を拾ったものではないので、あくまでも浸水する町内会を全て積み上げいたしますと、先ほど申したとおり4,500世帯の約1万400名という形でお答えさせていただきます。</p> <p>8番。</p> <p>把握をされていないということであれば、ちょっと私が想定して質問したのと違いますから、次に入らせていただきます。</p> <p>(2)に入ります。</p> <p>国では、2019年11月21日、土砂崩れや津波、浸水の危険性が高い地域からの集団移転を促すため、市町村に対する国庫補助金を拡大し、集団移転先の要件を10戸以上から5戸以上に引き下げ、災害が起きる前の事前防災につなげるとあります。当町は、津波の被災地であることから、町として町民の生命を守ることが最優先事項であります。まずは、浸水の危険性の高い住民へのアンケートによる意向を調査し、その上で町の方向性を検討すべきと考えます。また、町として安全な地域に住民を誘導し牽引していくためには、長期的な計画が必要であります。町の考えについてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員ご質問の住民集団移転は、国土交通省所管の防災集団移転促進事業という国庫補助事業であり、制度概要を申しますと、市町村が事業主体となり災害危険区域のうち居住が適当でない認められる地域を移転促進区域と定め、その区域の土地を市町村が買い取った上で、別の安全な場所に一定規模の住宅団地を整備し、</p>

<p>質疑</p>	<p>西舘議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>その団地に集団で移転させるものであり、補助対象経費の4分の3を国が負担するものです。</p> <p>留意点としては、移転対象となる移転促進区域では、市町村が全ての土地を買い取り、住宅建築禁止など建築規制が行われること。移転先として整備した住宅団地では、移転者が分譲購入または貸付けにより用地を取得し、自己住宅建築すること。また、住宅団地の規模については、10戸以上が基本となりますが、津波災害警報区域や洪水浸水想定区域などであって、かつ災害を防ぐ施設整備が十分でない場合は5戸以上が対象となることなどが挙げられます。</p> <p>東日本大震災後において、岩手県、宮城県、福島県を中心に事業を行った自治体がありますが、移転促進区域の用地取得の難航、移転対象者の住宅取得に係る費用の負担、移転跡地の利活用の課題が見受けられますし、最も重要なのは移転先において居住者がいなくなり、移転先において新たな地域コミュニティを形成していくこととなるため、対象となる地域住民の合意形成が必要となります。</p> <p>当町においては、東日本大震災直後に集団移転について検討いたしましたましたが、先ほど述べたような課題があり、集団移転は困難であると判断した経緯があります。集団移転は、住民の生命を災害から守るという視点では有効な制度ではありますが、その地域に根差し、長い間生活してきた方々の暮らしに大きな影響を与えますので、慎重に進めるべきであり、現在町が主体に検討することは考えておりません。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>今の町長の答弁で、実際にこの前も県が公表した最大津波高24メートルの新聞を見て、このままここに住むということは将来の孫子にいろいろな意味で不安、そしてまた危険な地域だということは皆知って、認識しているわけですよ。やはりこのままでいいのかという思いがあって、私にも、何とか対応できないのかということ、話があります。今、町長の答弁ですと、3・11のときにも川口地区の移転希望者があったんですよ。ただ、あのとき</p>
-----------	-------------------------------------	--

		<p>は、町の答弁ですと10世帯以上がなければ対応できないという ような答弁だった。あのときは9世帯だったんですよ。私は、町 がやはりそういう町民がいるということに対して救済の措置、そ ういうのを検討しない、本当に情けないなというような思いがあ ったんですけども、今、国がさらに10戸から5戸以上に引き 下げてその対応をする、事前防災につなげていくんだと。この事 前防災というのは、町も積極的に対応しなければならないと私は 思いますよ。ただ、いろいろな、今町長の答弁で条件があるとい う。それは、やはり公表してみなければならないと思いますよ。 やはり、おいらせ方式の移転方法とか、やはり町が特区をつくっ て特別においらせ町モデルをつくるのか、やっぱりそういうもの を様々検討してみる必要があるんじゃないですか。何かこう全然 前に進まないなという答弁で、非常に残念だなという気がします。 職員そのものがもう無理だというような諦めがあるのか、町長に そういう、いやほかを見ればそれこそ様々問題、課題があるとい うことですが、やはりそれは他の地域であって、おいらせ 町の場合はいろいろな形で人口も減っていない、そういう町外か らの住んでみたいという希望者もいる、だから今ここに住んでい る人、やっぱりそういう人方も一団に集める方法も一つのまちづ くりの方法であるし、定住促進にもつながる部分があると思いま す。いま一度その検討をしてみる、もっと補助金の運用の仕方、 方法、そういうものを見直してみるという考えはありませんか。</p>
答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>大変、災害常襲地帯というんですか、そういう方々にとっては いても立ってもいられないような地域に住んでいる方々も数名、 あるいは数戸あるのかなという気がしております。私も、今平野 議員から強いご指摘も受けましたけれども、何もしていないとい うことではなくて、年に1回国土交通省青森河川工事事務所です か、青森の所長さんはじめ十和田にわざわざ出向いてくれて、上 北郡の町村会と話す機会を持っております。その中で、各町村か ら何か要望がないかということで、私もまさにこれを要望してい ます。しかし、今から担当課長に説明させますけれども、あまり にも条件が厳しいんですよ。例えば、5戸に下がったとしても、</p>

		<p>集団で移転する、あるいはそれを町で分譲したところ全部買えるか、売れるか、あるいは皆従って動いてくれるか、「俺は金ないから家建てられません」とか、そういう意思の、言葉や言い方悪いかもかもしれませんが、自由度が大変狭められた補助制度なもので、なかなか町民の方々もついてきてくれないんでないのかなという部分もあります。そういうことで、課長、もう一回条件を少し詳しく答弁してください。ということもありますので、お知らせしておきます。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長 まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。 それでは、防災集団移転制度の仕組みについて、若干ご説明をいたします。 この事業については、国の補助事業で進めるものであります。ちゃんとした法律もございます。防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、この法律に基づいて条件が決められております。先ほど町長の答弁にもありましたが、その補助対象となる事業の基準であります、10戸以上、条件を整えば5戸以上というのがありますが、その集団と対象となる家は点在してはいけません。ある程度まとまったエリアでございます。その中でも1人でも反対者がいるといけません。それから、その地域については建築等一切できないという厳しい条件を定めて、災害危険区域、さらには移転促進区域に定めて、そこにある土地は一切条件不可という厳しい条件があります。 それから、そこから移転する場合、町でその土地を買取りいたしますが、買い取った後、その方は次の新しいところに家を建てる際に自分の手持ち資金で土地と建物を建てなければいけません。それなりの経費負担がその方々に生じるということになります。(「いい、分かった」の声あり) よろしいですか。じゃあ、答弁終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。 課長、私は制度とかそういうのを聞いているんじゃないですよ。可能性があるかどうか、取り上げてやる方法があるかどうかって</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>聞いているんですよ。何も別に補助金の内容とかそういうの、私だって調べているんですよ。だから、5戸以上例えば要望があったときに町でも検討しますよとか、こういう条件は町がクリアする部分でしょう、それは。希望者が大体どのくらいあるかというのも、例えばアンケートとかそういうので聞くとか、そういうのがないんですか。今2番目に入りますけれども、やっぱり、このままだ駄目ですっていうことであれば、本当に町民は納得しないと思いますよ。やはり、津波の被災地でもあり、住民のアンケートを取って、大体一川目地区、二川目地区、川口、そういう中でどのくらいの希望があるのか。それによって町はどう対応するのか。もう、さっき町長が言ったような形で、アンケートを取らないという方法ですね、やらないということですから。だって、町民の声があるのに全く無視するということですか。やっぱり、アンケート取った段階で、町ではこういう形で検討したけれども、課題がこうこうこうあって、これをクリアするにはこういう方法、こういう方法をやっても町として大変だっていう形で説明するなら分かりますよ。困難だっていうことでもう終わるっていうのは、私はちょっとなかなか理解できないと思いますよ。今までだってこれで示してきているわけですよ、町民に、危険だっていうことで。それ以上になればさらに危険だっていうことですから。そのためには、町民のそういう被災者とかそういう思いを、声を吸い上げるアンケートだけでも取ってみるべきではないかと思いますよ。町長、どうです。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今、平野議員が大変強く要望しておりますけれども、今先ほど担当課長に説明させたのは、それをその地域としてクリアできる可能性が強いとお思いでそういうご意見が出ているのであればアンケートでも取りますけれども、どうだろう、我々思うにはそんな集団、あるいは集団で5戸以上とかですね、可能性、あるいはその家を建てる、宅地買う、2,000万円、3,000万円かかる、それを覚悟して応じてくれる住民、地域の方々がどれくらいいるのかなという思いがあって、そう簡単に、こんなことに町</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>で手間足りて本当に可能性あると思って出しているべかっていう、逆の批判もあれば困るしと思って、少し危惧を抱いている部分もあって、何でもかんでもやってもいいんじゃないかという部分にはいかないような気がしておりますけれども、そういう部分で、可能性的の半分半部とかであればいいけれども、例えば、先ほども説明したんですけれども、1戸でも反対していればもう駄目なんですよね、国の補助金使うのであれば。そうなると、町ではそれを全額補助でやれっていても、町としても今の部分ではなかなか難しいなということで、なかなかアンケートに踏み切れないでいるのが実情です。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>私は本当に議会でやり取りしても、町民には本当に生のそういうものが伝わらないという、声の吸い上げをしないというのは、私は行政側としてはいかなものかなと思いますよ。やはり、5世帯以上の希望者ですよ。あとの対応は行政が対応してそれは当然でしょう。じゃあ、誰がやるんですか。町内会が対応するんですか。本当にそういう考えであれば、もう議論しても無駄ですよ。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平野さん、もしかして勘違いしているかもしれません。全体的に地域を見れば、5戸や10戸すぐ集まるんでないかなって想定しているかもしれません。地域をまとまりで5戸という厳しい条件があるもので、そういう部分で国の規制をちょっとクリアできないんでないのかなということで、例えば二川目3戸、明神下5戸、あるいはそういう部分の数字集めではないもので、そこがちょっと難しいのではないのかなということでご理解いただきたいと思います。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>8番。</p>

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は全町的なことでなくて、例えば二川目なら二川目、一川目は一川目、川口は川口、そういう地区ごとにちゃんとアンケートを取って、どういう人がと。今、実際聞いてみれば、自分たちはもう先行きがないから移転しても何年もそこに住めないと、そういう高齢者もいるんですよ。もう諦めていると。来たときはそれで仕方がない、流されるしかないという高齢者もいますよ。やはり、そういう人方の声も全然吸い上げできないというのは、何となく行政としていかなものかなと。自分たちも議員としてそういう声を聞いて何もできないというような歯がゆさを感じて、町長だったらひとつ前向きな部分生まれるかなという思いで質問したわけですけども。</p> <p>それでは、次に（３）に入らせていただきます。</p> <p>青森県は、３月２６日に東北から北海道の太平洋沖にある日本海溝・千島海溝沿いを震源とする地震を想定し最新の地形データを用いた津波の浸水予想図を公表しました。当町の最大津波高は２４メートルと想定された中で、町の避難想定の見直しとハザードマップや避難計画修正の時期についてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>さきの榎山議員の一般質問にも答弁し申し上げましたけれども、現在新しい津波浸水想定を踏まえた津波避難対策の見直し作業を進めており、今年度末までに津波避難計画の修正を行い、来年度になりますが見直し内容を反映した津波ハザードマップを発行する予定であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、今年度末までに修正をし、そしてまた来年度このハザードマップを出すということで、これはいつ頃なんですか。来年度といいますと、来年度の時期は。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>結論から言いますと、マップの具体的な公表時期はまだ決まっておられません。今年度の見直し作業の経過の中で、早い段階に終わるのであれば今年度末に下準備をして、来年度早い時期にマップの更新ができますでしょうし、今年度の作業が年度末までかかるようであれば来年度の中盤以降になると見込んでございます。現時点では、限定的なことはお答えできません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>見直しに絡んで、私はこの中にある3ページ、4ページの避難場所、避難所一覧がありますけれども、この部分でいったら最大24メートルの浸水があったときに、この施設で十分対応できるのか。それから、冬場の寒い時期、夜間、第1次避難所が野外ですよ、私らの場合、二川目の場合。そこに誰がそういう形で来ますか、高齢者とかそういう人。私は、ちょっともっとうこうのだったら、具体的に示してほしい。例えば、風よけがある場所。それから、積雪があって去年みたいな雪だったら、その地点に到達できませんよ。避難の方法だって、徒歩で高齢者行けますか。行けないですよ。私らも自主防災組織の一員になっていますけれども、自主防災組織そのものが非常に高齢化しているわけですよ。自分たちも、自主防災組織の一員がようやくたどり着くのに、それ以外の人たどり着けるかというのは私不安を持っているんですよ。ですから、もっと見たときになるほどというようなものを示してほしい。この集会施設だって、今コロナがもし収まっていなかったら、何人も入れないですよ、うちのほうだって。福祉施設だってそばにあるわけじゃない。そこまで行けないですよ。そういうものも、ちょっともっと分かりやすく説明をする手だてをしてほしいと思いますがいかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>防災安全マップの3ページ、4ページに施設一覧がありますが、全施設83施設になっております。平野議員のご要望のとおりか</p>

	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>分かりませんが、83の施設について個別に具体的なものを詳細にやるとなるとかなりボリュームの関係もありますので限界があるかと思いますが、できる限りご要望に沿える、あとは住民の皆さんが使いやすいように、避難する際に活用できるようなものは工夫して努めたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>私は全町じゃなくて、津波に対する地域というのは限られているわけですから、その部分の把握というのはちゃんとできるんじゃないですか。それらもちゃんと網羅した形で作ってほしいと思います。</p> <p>津波に対する最後ですけれども、この津波対策を進めるには短期的な、今言ったアンケートとかそういう調査をする視点、それから中長期的な視点に立ってこの課題をちゃんと整理することが大事であると思います。私は、町の庁舎建築、病院の新築、それから今私が言う津波の避難する移転地域、そういうものをまちづくりの在り方の一つの方法として見直すいい契機とすべきだと思うんですが、一点一点でやればなかなかつながらないんですけども、今まで議会でいろいろな議論をしてきた庁舎新築、病院、そしてまた今のこの災害対策の移転、そういうものを網羅すれば、新しく一つの空間をつくるべきだと私は思うんですが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>全くそのとおりだと思っております。例えば、防災、多目的ドーム、あるいは昨日の西館議員にも答弁しましたがけれども病院庁舎、そういう部分で1か所に造れば使い勝手がいいなという気がしております。また、今回のコロナあるいは対策等考えますと、1か所に集中すると、1施設が機能しなくなると全部が麻痺するようなという考えもありまして、なかなか難しい部分もあります。ただ、もし機会がありましたら、議会の議員の皆様と相談しながら、また先ほども言っておられます町民の代表の方々も集まって</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>もらって検討しながら、1つのところがいいのか、あるいはやはり災害考えると分散したほうがいいのかという部分を含めて、検討はしたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願ひします。</p> <p>8番。</p> <p>町長の前向きな答弁で安心したのが一つと、自分たち議員もいろいろな先進地を視察して、やっぱりこうあるべきだと、こういう方法であればいろいろな費用対効果を考えたとき、例えば複合施設。病院と役所を連結をする、そういうことによっていろいろな相乗効果を生む。それから、民間のそういうものを建物の中に入れる。それによって、維持管理経費が浮いてくる。いろいろな研修しています。ぜひ、議会とも相談されて、町長の将来のまちづくりの構想をすり合わせをしていただければすばらしいものができてくるんじゃないかと期待しております。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、次に3点目に入ります。</p> <p>町の障害者雇用についてであります。</p> <p>当町の令和3年4月1日現在、行政職や医療職などの専門職の障害者の雇用率についてお伺いをいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ご質問の令和3年4月1日現在ということでしたが、最新の状況をお知らせします。6月1日現在、障害を持つ正職員と会計年度任用職員の雇用状況ですが、障害者手帳を所持している職員は3名で、いずれも一般行政職となっております。なお、ご質問の障害者雇用率の積算に当たっては、重度障害者1名の雇用をもって2名分を雇用しているものとしてカウントできることから、先ほど答弁した3名の職員のうち2名が重度障害者であることから4名分となり、重度障害以外の1名との合計で5名分の障害者雇用と算定され、これに基づく実雇用率は1.93%となっております。</p>

		<p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>パーセントが出て、実質3名でそういう計算になるというのは確かに障害者雇用のあれで載っていますから理解します。</p> <p>じゃあ、(2)の合併以降の障害者の職員募集の実態について伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成18年の合併以後、障害者の正職員採用試験については、健常者と同じ枠組みで実施してきました。ただし、最終試験までに到達することが難しく採用に至らないため、平成29年度から障害者枠を設け、健常者の試験とは別におおむね40歳程度を上限とした採用枠を設けて試験を実施しております。各年度の受験者は、平成29年度が1名、平成30年度が3名、令和元年度はゼロ、令和2年度は1名となっておりますが、いずれも合格基準に満たなかったために採用には至っておりません。また、会計年度任用職員については、令和元年度の試験には2名が応募し1名を雇用、令和2年度の試験には7名の応募があり、結果的に新規雇用が1名、継続雇用が1名の2名を雇用しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>これを見ればほとんどが一般職じゃなくて任用職員ということで、期間が限られているわけですね、この職員の場合は。そのときによってパーセンテージが上がったり下がったりするということですけども、現状ですから、町長の答弁で実態がそうなっているということですから理解します。</p> <p>最後、3番目に入りますけれども、障害者雇用促進法は国や地方公共団体に対し法定雇用率2.5%以上の障害者の雇用を義務づけております。2019年6月1日現在、当町の雇用率は1.</p>

		<p>59%で、2020年12月31日まで改善が見られなかったため、青森労働局から勧告を受けたわけですが、是正に向け町長の障害者の職員雇用の認識、必ずしなければ駄目だ、いやそれだけのレベルでなければ駄目だという、どういう考えでいるのか。</p> <p>2. 5%以上ということになれば、さっき言ったように重度ですか、そういうのになれば1. 何ぼとか、2名になるとかありますけれども。この辺はどう認識しているのか、障害者雇用について。町長の考えをお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員ご指摘のとおり、公的機関では当町を含めた県内12市町村と4つの機関が法定雇用率の改善に至らなかったため、本年3月30日付で青森労働局から適正実施の勧告を受けたところであります。また、本年3月1日から、国地方公共団体の法定雇用率が2.6%に引き上げられたこともあり、これまで以上に障害者の雇用に向けた取組強化の必要性を感じております。そのため、昨年度の会計年度任用職員の募集に当たっては、ハローワークとの連携を行い、就業を希望する障害者への周知を実施したり、あるいは総務課長を障害者雇用推進者として指名し、採用後の各課での作業の選定を整備する取組を進めております。その結果、当町では現時点で障害者6名分の必要雇用数に対し、先ほどの答弁で申したとおり5名分の雇用を達成し、1名分の不足となっております。不足になっている部分については、引き続き関係機関との連携を取りながら、雇用率の達成を実現したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>取組の成果は上がっているということで理解をしました。</p> <p>新聞の報道によりますと、県南地方関係では上北郡管内で野辺地、六戸町、六ヶ所村、おいらせ町、こういうところが、六戸町ではゼロ、それから六ヶ所村が0.75、野辺地町が1.47、</p>

		<p>こういう非常に低い。私は、仕事の効率、いろいろな意味で能力、そういうのを1人として見た場合、やはりいろいろな意味で理解する部分というのはなかなか、これ見てもですよ、例えば六戸町の町長なんてずっと町長やっているんですけども、それでもそういう意識がないという形で私は捉えるわけですよ。職員よりも長く町長をやっている、その障害者雇用についてはゼロなんていうのは考えられますか。でも私は、まだ町長はやっぱり改善していると。ただ、非正規任用期間、これだって1年たたない、たつたらもう再任用というのはなかなかないんじゃないですか。と思いますよ。やっぱり、町内にもいろいろな形で私は障害者の方々がおりますし、子供たちもいるわけですよ。やはり役場でも採用されるんだというのであれば、今、小学校からそういう専門のことを目指して入っている子どももいます。私も、福祉組合の議員やったときに施設を毎年、年2回監査で回りました。見ますと、非常にそういう道にたけた人はたくさんいます。ですから、使い方ではないかなという思いもします。ぜひ、今の町長の考えをもっと前面に出して、町民で、子供たちも役場で働けるんだという夢を与えるような、一つの取組をしてほしいと思います。町長、大丈夫ですね。</p>
答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>私も、平野議員と思いは同じだと思っておりますし、できるだけ担当職員には指示して、使って、役場でも働けるんだよという思いを見せたらいいんでないのと、全く平野議員と同じことを言っていますし、自分も大変言いにくい部分で、障害のある家庭に行って、失礼な言い方で本当は今の言葉で言うと失礼になるかもしれない。平等ですからね。ただ、そういうことで声がけはしているんですけども、ありがたい話だけでも役場では務まらないでしょう、うちの子は、孫はというようなご意見も伺っているんです。職員たちにも、どこかにいないか、いないか、探せっては常に言っていますので、全く後ろ向きではありません。積極的に採用したいなと思っていますので、もしそういう適任者がおりましたら、議員の方々も、平野議員はじめですね、お知らせくだされば次の年採用の試験を受けさせてもらえればありがたいと思</p>

		<p>います。全く後ろ向きではありませんのでご理解ください。よろしく申し上げます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p>	<p>8番。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ありがとうございます。最後に町長の思いが私と相通じているんだと確認して、私の一般質問を終わらせていただきます。 真摯な答弁、誠にありがとうございました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>これで、8番平野敏彦議員の一般質問を終わります。 ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。 (休憩 午後 0時18分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1時30分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第2、報告第2号、専決処分の報告について(自動車事故に係る損害賠償の額の決定について)を議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。 議案書の1ページから3ページをご覧ください。 本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により、去る5月19日付で専決処分を行ったものであります。 その内容は、令和3年1月8日午後3時15分頃、おいらせ町土取地内の町道において、町が業務委託している業者が運転する町所有除雪車両と停車中の一般車両が接触し、相手方車両のバンパー等を破損させたものであります。 損害賠償額は、バンパー修理代金等30万7,032円で示談が成立しております。なお、損害賠償額につきましては、全額一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われるものであります。 以上で説明を終わります。</p>

質疑	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>令和2年度中のこの類いの事故というのは何件くらい発生していますか。何件くらい発生しているのか。それから、今の除雪車の除雪中の事故だと思うんですけども、業務委託している業者の運転手ということで、これは町が保険を掛けている部分で対応するんだということですけども、委託契約の場合、事故が発生したら町は全て丸抱えで対応しますということで、契約内容がどうなっているのか、この2点についてお伺いします。</p>
答弁	西館議長 総務課長 (西館道幸君)	<p>総務課長。</p> <p>1点目の件数ですけども、昨年起こった件数はこの事故ともう1件、車両が民家の擁壁に接触して、その擁壁にちょっと傷をつけたという事故があった2件だと記憶しています。そちらの事故につきましては、まだ示談が進んでいないということで、春になってからそこの擁壁を直す、直さないについて検討するというところで、まだそれについては経過を見ているという状況になっております。</p> <p>あと、今回の委託業者の関係ですけども、今回の委託につきましては町の所有の車両を貸出ししてやっている除雪作業になりますので、今回は町の保険ということになりますけれども、契約車両は、地域整備課長から説明させたいと思います。</p>
答弁	西館議長 地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>業者委託に伴う運転についての保険の関係ですが、先ほど総務課長から説明がありまして、町保有の除雪機を業者に貸し付けて、それを運転して事故が起きた場合は町の保険でということになります。業者が自ら保管している業者保有の除雪業者によって、業者が運転して事故が発生した場合は、業者に保険に入っ</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ていただいておりますので業者の対応ということになります。 以上になります。</p> <p>8番。</p> <p>分かりました。車両自体が町の所有で町が保険を掛けているからそれに対応すると。今、課長が説明した形で契約内容もそうになっているということで確認していいですか。よければ終わります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>今、ご意見のとおり、そういった契約の内容で除雪の委託契約はしております。 以上です。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第2号を終わります。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>日程第3、報告第3号、令和2年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。</p> <p>それでは、報告第3号についてご説明いたします。 議案書は、4ページから6ページになります。 本件は、繰越明許費を設定しておりました事業につきまして、令和2年度から令和3年度に繰越する額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。 内容についてご説明いたします。 議案書の5ページから6ページにかけて掲載しております令和2年度一般会計補正予算において繰越明許費を設定した合計18件の事業、金額にして合計4億4,278万2,000円のうち、</p>

		<p>4億4,276万8,000円を令和3年度に繰り越すものです。</p> <p>なお、財源内訳は、未収入の国県支出金が2億9,724万7,000円、地方債が9,710万円、一般財源が4,842万1,000円となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p>
質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>ちょっと確認ですけれども、この中の未収入、特定財源の地方債の金額ですけれども、これは最終的には借金になるという解釈でしたか、ちょっとその説明だけお願いします。</p>
	西館議長	<p>財政管財課長。</p>
答弁	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>地方債は、基本的に借入金ですので、借金という表現が適切かどうか分かりませんが、借入金です。なお、この地方債については、それぞれ交付税措置が一定割合、種類に応じて交付税措置がその償還に当たり国から財政措置がされるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>2番。</p>
質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>関連して。例えば、百石幼稚園さんでいえば、失礼ですけれども5,550万円でございますよね。これが最終的に地方債が負担されて一般財源が幾らかかるのか。全く一般財源はかからないという解釈でいいのか。そういう部分を、全体的に説明をいただければありがたいんですけども。</p>
	西館議長	<p>財政管財課長。</p>
答弁	財政管財課長	<p>百石幼稚園の分ということで。(「全体」の声あり)全体。(「お</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(岡本啓一君)</p>	<p>おまかに」の声あり) おおまかに。</p> <p>一応、表にありますとおり、一般財源、本当の町の正味の一般財源、令和2年度予算において寄せて、確保して取っておくというものがその4, 800万円の一般財源でございます。そして、地方債のうち9, 700になりますけれども、合計ですね、全体ということでしたので、このうち正味の財政支援措置がなされない部分の、町が負担して償還していくという部分について、すみません、ちょっと正確な金額をこちらで出して持っておりませんので、不確定な部分は答弁を今できない状態にあります。申し訳ございません。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第3号を終わります。</p>
	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>日程第4、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の7ページから14ページ、新旧対照表は64ページから81ページになっております。</p> <p>本件は、令和3年度税制改正による地方税法等の一部改正が令和3年3月31日付で公布等されたことに伴い必要となる改正を行うため地方自治法第179条第1項に基づき専決処分したもので、同条第3項によりこれを報告し承認を求めるものであります。</p> <p>その主な内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、64ページをご覧ください。</p> <p>内容が、改正内容等によって整理されておりますので、第1条では2条建てになっております。第1条ではおいらせ町の町税条例の改正、第2条では今年の令和2年度の税制改正で行われた条</p>

例等の整理する部分を2条としてまとめております。

第1条では、まず、町民税で第24条の改正、個人の町民税の非課税の範囲において非課税限度額等における国外居住の扶養親族を定義する規定を追加し、第34条の7寄附金税額控除では第1項第1号イからコでは独立行政法人等をはじめとした各公益法人等に対する寄附金の範囲を定義する規定を追加しております。

66ページ、第36条の3の2個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の3個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び67ページに下段に進みまして、53条の9退職所得申告書等においては、申告書の電子提出に関わる税務署長の承認を廃止する規定など、所要の改正をしております。

68ページ下段をご覧ください。

附則第6条になります。特定一般医療医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制では、適用期限を令和4年度から9年度まで5年間延長する改正を、69ページに行きまして、附則第10条の2第3項から、70ページ、第26項は引用法令の改正による項番号や引用条項等のずれの改正。附則第10条の5は法規定の新設に合わせた条の追加でございます。

72ページ下段をご覧ください。

固定資産税では、附則第11条から、73ページの第12条までの3条で、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例において、令和3年度の評価替えに伴い適用期限を3年間延長し、令和3年度から令和5年度までに改め、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、負担調整措置等により税額が増加する土地について令和3年度に限り前年度の額に据え置くための改正をしたものです。

少し飛びまして、76ページをご覧ください。

軽自動車税では、附則第15条の2環境性能割の非課税において、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減の適用期限を令和3年3月31日から令和3年12月31日まで9か月延長する改正をしております。

77ページをご覧ください。

附則第16条軽自動車税の種別割の税率の特例では、令和3年

		<p>3月31日までとしていたグリーン化特例による経過を見直し、令和5年3月31日まで2年間延長する改正をしております。</p> <p>79ページをご覧ください。</p> <p>附則第26条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、税額控除の拡充延長をする読替規定を追加したものです。</p> <p>次に、80ページをご覧ください。</p> <p>第2条では、昨年令和2年度の税制改正等に伴い令和2年3月31日付で専決処分により改正したおいらせ町税条例等の一部を改正する条例第2条の引用法令や読替え等に関する税条例の改正規定を令和3年度地方税法の改正に伴う規定整備等に伴い整理し、所要の改正をしたものです。</p> <p>議案書本文にお戻りください。</p> <p>17ページになります。</p> <p>下段の本条例の附則第1条では、改正条例の施行日について地方税法等の一部を改正する法律の施行日に合わせて令和3年4月1日としております。ただし、同条第1号で寄附金税額控除における法人等への寄附金の範囲の見直しをする改正規定を令和4年1月1日に、同条第2号で非課税限度額等における国外居住の扶養親族の取扱いの見直しをする改正規定等を令和6年1月1日に、同条第3号で浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に関わる固定資産税の特例措置規定を法律の施行日の日とそれぞれ定めております。</p> <p>また、18ページ、附則第2条から、20ページ、附則第4条までは各税の経過措置についてそれぞれ定めたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>多分これ、皆地方自治法の改正に伴う、全国だと思んですけども、そういう場合はある程度簡素化した説明で私はいいと思うんですけども、その辺、議長どうですか。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>澤上 勝議員のありがたいというか、ご意見ですが、議長ということですが、事務方としても大変、多分、例年のことでほぼ毎年このような税制改正があって、いつも3月31日付で総務省等から通知が来て改正があるわけですので、細かい、今説明の中で半分か3分の2くらい説明したつもりではあるんですが、なかなか内容を、私自身も飲み込んだつもりではあるんですが、議員の皆さんにも細かく説明しても、長いようであれば、今後簡素化できればさせていただければと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>2番。よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかにございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけお願いします。</p> <p>10ページと、先ほど67ページのところで、10ページのところですと上から6、電磁的方法による提供の、退職手当の部分ですけれども、これは具体的にどういう方法になるのか。こっちの対照表でも出てきていますけれども、これは紙ベースでなくてもいいんだということで理解しますけれども、方法はどのような方法になりますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (久保田優治君)</p> <p>西館議長</p>	<p>税務課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>そうですね、電磁的ですのでe-Taxが電磁的という形になろうかと思しますので、それなりの登録手続を済ませていけば税務署とか町の申告会場に赴かなくても簡単に申告等の手続ができるシステムでございます。いいですか。</p> <p>8番。</p>

質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>ちょっと確認しますが、e-Taxでできるというのであれば、e-Taxの場合はたしか住基ネットに登録しないとつながらなかったんじゃないかなと思うんですけども。ちょっと確認します。</p>
答弁	西館議長	税務課長。
	税務課長 (久保田優治君)	<p>必ずしも、マイナンバーとかそういう電子証明の登録は必要ですけれども、法人等もありますので、そういう手続はインターネットの接続に申し込むログインのIDとかパスワードを取得するという形になっているかと思っておりますので、法人等の場合は税理士さん等を介して頼んでやっているところもあるかと思っていました。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>8番。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、承認第4号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
		<p>日程第5、承認第5号、専決処分承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>当局の説明を求めます。 税務課長。</p> <p>それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。 議案書22ページから24ページ、新旧対照表は82、83ページになります。</p> <p>本件は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令第4条による原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が行われ令和3年3月31日に公布されたことに伴い必要となる改正を行うため地方自治法第179条第1項に基づき本条例を同日付で専決処分したので、同条第3項によりこれを報告し承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、令和3年度の減収補填制度改正により、課税免除又は不均一課税の適用期限が令和3年3月31日で終了するものについて、その適用年数が令和5年3月31日まで2年間延長されることとなったため所要の改正をしたものですが、新旧対照表でご説明いたしますので、82ページをご覧ください。</p> <p>第2条の不均一課税に関する規定で、平成33年、読替えて令和3年3月31日までとしていた固定資産の取得に係る適用期限を令和5年3月31日までに改めるものであります。</p> <p>24ページへお戻りください。</p> <p>中段の改正条例の施行日については、改正省令の施行日に合わせて令和3年4月1日と定めたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長 (議員席) 西館議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	か。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから、承認第5号について採決をいたします。 本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	西館議長	日程第6、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。 本件は、おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される 施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (久保田優治君)	それでは、承認第6号についてご説明申し上げます。 議案書は25ページから27ページ、新旧対照表は84ページ になります。 本件は、先ほどの承認第5号同様離島振興法第20条の地方税 の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定め る省令等の一部を改正する省令第6条による地域経済牽引事業の 促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地 方公共団体等を定める省令の一部改正が行われ令和3年3月31 日に公布されたことに伴い必要となる改正を行うため地方自治法 第179条第1項に基づき本条例を同日付で専決処分したもので あります。これを同条第3項によりこれを報告し、承認を求める ものであります。 改正内容につきましては、先ほど同様、令和3年度の減収補填 制度改正により、課税免除または不均一課税の適用期限が令和3 年3月31日で終了するものについて、その適用年数が2年間延 長されることとなったため所要の改正をしたものですが、新旧対 照表でご説明いたしますので、84ページをご覧ください。 第2条の課税免除の規定で、これまで令和3年3月31日まで

		<p>としていた計画の同意日と、同意日から起算して5年を経過する日までとなっていた固定資産の取得に係る適用期限を共に令和3年5月31日までに改めるものです。</p> <p>27ページへお戻りください。</p> <p>下段の改正条例の施行日については、改正省令の施行日に合わせて令和3年4月1日と定めたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、承認第6号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第7、承認第7号、専決処分承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第13号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、承認第7号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は28ページから33ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額136億9,496万2,000円は変更ありませんが、歳入の内訳を変更したもので、去る3月31</p>

	<p>日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>議案書 33 ページの第 2 表地方債補正は、減収補填債の限度額を変更したものです。</p> <p>次に、歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和 2 年度一般会計補正予算（第 13 号）に関する説明書、令和 3 年 3 月 31 日専決をご用意ください。</p> <p>こちらの 5 ページをお開きください。</p> <p>まず、歳入の主な内容からご説明いたします。</p> <p>5 ページの、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金 3, 811 万 6, 000 円の増額及び 11 款 1 項 1 目特別交付税 9, 377 万 3, 000 円の増額は、交付額の確定により計上したものです。</p> <p>6 ページをご覧ください。</p> <p>15 款 2 項 4 目臨時道路除雪事業費補助金 2, 500 万円の追加は、昨年度の全国的大雪に伴い逼迫した地方自治体の除雪費に対する臨時特例の措置として交付が決定されたものです。</p> <p>19 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 4, 555 万 7, 000 円の減額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整により計上したものです。なお、この減額により当該基金の年度末残高見込みは令和元年度末と比較し 579 万 8, 000 円増の 14 億 673 万 3, 000 円となりました。</p> <p>次の 7 ページをご覧ください。</p> <p>22 款 1 項 7 目減収補填債 1, 410 万円の減額は、対象税目の見込額精査により計上したものです。</p> <p>そのほか、各款にわたりまして計上した増減は、3 月補正予算の編成時点で精査が不可能なものや、特定財源と関連する経費のうち必要なものに限り予算の変更を行ったものです。</p> <p>次に、歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>8 款 2 項 2 目道路橋梁新設改良費及び 3 目除雪対策費については、歳入の補正に伴い財源の内訳が変更されたものです。</p> <p>9 ページ、10 ページをご覧ください。</p> <p>地方債に関する調書は、歳入の町債に係る今回の補正内容を反映させたものとなっております。</p> <p>次に、11 ページの補正予算主な内容は参考としてただいまご説明した内容のほか、主要な経費等の個別説明を掲載したものに</p>
--	---

	西館議長	<p>なっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正の、歳入歳出全般及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書3ページから10ページになります。また、議案書の33ページ、第2表地方債補正についての質疑も受けます。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、何ページの何款、何々費についてのように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p>
質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>先に、議長から確認しますけれども、最後の集約した11ページをもって質問してもよろしいですか。最後のページに集約したのがあるので、これから質問してよろしいですか。（「いいです」の声あり）</p> <p>じゃあ、11ページの、15の国庫支出金の中の1,476万6,000円の減額でありますけれども、移転が年度内に完了しなかった補償費に対する減額ということで、どうして年度内に交渉されなかったのか、その辺をちょっと具体的にご説明を賜りたい。</p> <p>あと、15の除雪ですけれども、2,500万円入ってきているのですけれども、これはどういう経緯の中で入っているのか、ご説明願います。</p>
答弁	西館議長 地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>最初に15款道路橋梁費の1,476万6,000円の減額ということですが、こちらについて内容としましては町道住吉町線整備事業の用地買収に伴い、昨年度宅地の買収を行いました。宅地の買収を行うに当たって、その土地に住宅が建っております。その住宅の移転後の支払いということになります。昨年度</p>

		<p>末、令和3年3月31日までに移転が完了しなかったことにより繰り越したわけですが、その国庫補助金について移転完了後に全額支払われることになったので、今回一般財源との組替えということで、この額につきましては令和3年度に国から交付されるということで伺っております。</p> <p>続きまして、除雪費ですが、国の臨時交付金、先ほども説明あったとおりなんですけれども、これ青森県全般的に交付、市町村の道路の状況等に応じて国が臨時的に2,500万円ということで追加、3月に交付がありましたので、そちら国の歳入ということで、それを一般財源とまた組替えしたということの内容になっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ちょっと防衛施設のやつの確認ですけれども、今緊急道路をやっているところの現場ということでよろしいですね。土地は、コーポレーションさんの裏ですか、例えば。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>議員の今のご質問のとおり、場所としますと三沢の市立病院までの緊急搬送道路ということで、新設の道路のところになります。具体的には、サンワドーの通りから東側、昨年度用地買収いたしました、そこのところの今おっしゃったコーポレーションさんの付近の用地買収に伴う住宅の移転ということでお答えいたします。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>ほかにごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p>

当局の説明		これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、承認第7号について採決をいたします。 本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	西館議長	日程第8、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長	それでは、承認第8号についてご説明申し上げます。 議案書は34ページから37ページ、別冊事項別明細書1ページから4ページになります。 本件は、既定予算の総額25億4,441万1,000円は変更ありませんが、歳入の内訳を変更したもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。 その主な内容につきましては、3月に交付額が決定した県支出金を増額し、財政調整のため国民健康保険事業基金繰入金を減額したものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから、第1表歳入歳出予算補正の全般についての質疑を行います。質疑は、事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書3ページから4ページです。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***

当局の説明	西館議長	なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。 以上で、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、承認第8号について採決をいたします。 本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
西館議長	日程第9、議案第38号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。	
町長 (成田 隆君)	議案第38号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現在の委員である松林正幸氏が本年6月8日をもって任期が満了となることから、後任の委員として加賀真美子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。 ご提案いたしました加賀氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に定める保護者枠の委員として任命するものでありますが、略歴にもありますように、これまでに本村こども園父母の会会長や、地元下田小学校のPTA会長としてご活躍されました。また、現在は一般社団法人日々木の森において障害者就労継続支援事業所の支援員として勤務しており、高い識見と豊かな経験から教育委員会委員として適任と考えるので、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。	
西館議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。	

<p>質疑</p>	<p>2 番 (澤上 勝君)</p>	<p>質疑ございませんか。 2 番、澤上 勝議員。</p> <p>賛成の中で質問しますけれども、この方は P T A 会長なり保育所の父母の会の会長をやって適任だと思いますけれども、最後の一般社団法人日々木の森、障害者と今、若干言ったんですけれども、この事業所がどこにあるか説明してもいいのか悪いのか、よいときは説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>教育長。</p> <p>町長に代わってお答えいたしますが、十和田にあります。 以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第 3 8 号について採決をいたします。 本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>日程第 1 0、議案第 3 9 号おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。</p> <p>それでは、議案第 3 9 号についてご説明申し上げます。 議案書 4 0、4 1 ページをご覧ください。</p>

		<p>本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例について、令和2年度に引き続き令和3年度においても実施するに当たり所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明いたしますので、86ページをご覧ください。</p> <p>条例の附則第23項の保険料の減免特例の規定で、まず新型コロナウイルス感染症を定義する引用法令を改正し、次に減免の対象となる保険税の納期限を令和3年3月31日から1年間延長し、令和4年3月31日に改正するものです。</p> <p>41ページへお戻りください。</p> <p>本改正条例の施行日については、公布の日からとするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第39号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>西館議長</p> <p>日程第11、議案第40号おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
--	--	--

当局の説明	(議員席) 西館議長	これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第40号について採決をいたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第12、議案第41号おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (田中淳也君)	議案第41号についてご説明申し上げます。 議案書の44ページから45ページ、新旧対照表は88ページから89ページになります。 本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した第1号被保険者保険料の減免の特例について、令和2年度に引き続き令和3年度も実施するため提案するものであります。 主な改正内容を説明しますので、88ページ、新旧対照表をご覧ください。 附則第16項の保険料の減免の特例規定では、新型コロナウイルス感染症を定義する引用法令を改正し、保険料の減免の対象となる納期限を令和3年3月31日から1年間延長し、令和4年3月31日までと定めるものです。 次に、同項第1号及び第2号では、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者を主たる生計維持者として定義し整理するものです。 89ページの、同項第2号イでは、合計所得金額について引用する法令を加え明確に規定するものです。 以上で説明を終わります。

当局の説明	西館議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第41号について採決をいたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。
西館議長	日程第13、議案第42号おいらせ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。	
町民課長 (澤頭則光君)	それでは、議案第42号につきましてご説明申し上げます。 議案書では46ページから47ページ、参考資料は90ページになります。 本案は、町立保健福祉センター、通称いきいき館になりますが、新型コロナウイルス感染予防対策のマスク着用による熱中症を予防するため冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について所要の改正を行うため提案するものです。 それでは、条文の詳細説明につきましては新旧対照表で行いますので、資料の90ページをお開きください。新旧対照表をご覧ください。 現行、別表及び備考欄にあります暖房料の表記を、改正案では冷暖房料に改めております。 以上で説明を終わります。	

	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p>
質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>新旧の対照表でなんですけれども、冷暖房の料金はいいんですけれども、100円たるものはいかかなものかなと私は思うし、この料金表を作ったのがいつなのか、それ以降改正したことがあるのか、そのままずるずるしているのか、その辺の説明をお願いします。全部、43も多分同じなんですよ。</p>
答弁	西館議長 町民課長 (澤頭則光君)	<p>町民課長。</p> <p>全般的な使用料の単価設定の関係かと思いますが、すみません、正直に言いますと、詳細な経緯は分かりません。ただし、町のほかの使用料も同じなんですけれども、施設の大きさの規模に応じて設定されているものと思いますし、他の会議室等と同じ大きさに、他の市町村ですね、ともちょっと比べておりましたが、会議室等とも大きな差がないことから適切なものと思っております。</p> <p>最近の改正、いつしたかということになりますが、使用料の改正については消費税が令和元年10月から10%へ引き上げられております。その際に、増税分を勘案して使用料の変更を行っております。このときは、500円であったものを使用料を520円とさせていただいております。</p> <p>以上になります。</p>
	西館議長	2番。
質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>私は、要するに聞いているのは、暖房料のことが、暖房がただ冷暖房に変わって、100円が全く動いていないはずですから、それから説明の中もそうみたいですよね、最初からつくったときから100円で来ている。今、灯油も冬時期になると100円になるし、エアコンは1時間100円で済むのか。私は済まないような気がするし、その部分について、今回はこれでいいかもしれ</p>

		<p>ませんが、見直したらどうですかということで提案をしておきます。</p> <p>以上です。</p> <p>西館議長</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>私は、このセンターの条例改正の中で、利用する団体の徴収に当たる団体というのはどういう団体があるのか。今現在、利用している団体については多分この冷暖房というのは使用する時間で取っているのか。今、暖房料はこれまで取ってきたわけですから。該当にならない団体というのはどういうのがありますか。</p> <p>西館議長</p> <p>町民課長。</p>
<p>質疑</p> <p>答弁</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>施設の主な使用団体と使用料はということになるかと思えます。施設を主に使用している団体は、例えば町の食生活改善グループやわくわく会という障害者の団体がありますが、そういう方々が使っております。その他、社会福祉協議会でも団体がありますが、月1回程度使用している状況があります。ただ、昨年度ですけれども、コロナの影響もあって使用回数が少なくなっていると聞いております。一応、当施設なんですけれども、保健福祉の団体に使わせるために造られた施設となっております。よって、そういう団体がその活動で使用する場合は使用料は無料という形になっているものです。一方、対して、先ほどどういう団体から使用料を取っているんだということになるんですけれども、保健福祉活動以外でも私的な理由で施設を利用したいという団体にも貸付けできるという条例、構成になっております。条例に定めるそれで使用料を徴収しているところなんですけれども、これまでの徴収実績、ちょっとお知らせしますと、過去5年間を見ると毎年一、二件程度利用徴収実績がありまして、使用料も毎年おおむね2,000円から4,000円での範囲で徴収してきている状況になっております。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今、課長の説明ですと、年間2,000円から5,000円の間ということで理解していいですか。そうすると、利用時間というのは幾らもないじゃないですか。10時間、100円ですから何ぼ……、本当に、そういうのだったら、事務手続とかそういう、印刷物とか、様々のやったら、私は何も取らなくてもいいんじゃないかなと思うんですけども。費用対効果から見たら、逆に経費負担が出てくるんじゃないですか。やっぱり、公的な部分でのそういう福祉団体が無料だって言っているわけですから。やはり、幅を広げて。印刷したりなんかするよりはですよ、切符出す、そういう人的な部分、そういうのを考えれば私は対象団体をもっと広げてやったほうがいいと思いますが、課長どう思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>そういう考え方も一方であるかと思いますが、そのこともちょっと理解するところなんですけれども、ちょっと行政側の立場としてお話しさせていただきますと、冒頭でも少し話をさせていただいたんですけども、こちらは国の補助を活用して保健福祉団体のために活用させる施設として建物がそもそも建てられているという大前提がございます。なので、一応そういうものがありますので、一定の期間そういうことで保健福祉団体に無償ということで貸付けしていくことになるかと思いますが、その辺ご理解いただければと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 15番 (檜山 忠君)</p>	<p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>ちょっと早まった気配があるけれども、実は次の中央公民館のところで、公民館で聞こうかなと思いましたが、実は我々は部屋を利用している立場としてはできれば今のままの使用料金でもらうことが大変ありがたいと思います。ということです。 (「質問ですか」の声あり) 意見だけ述べておきます。</p>

当局の説明	西館議長 (議員席)	ほかにごいませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第42号について採決をいたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第14、議案第43号おいらせ町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (田中淳也君)	議案第43号につきましてご説明申し上げます。 議案書の48ページから49ページ、新旧対照表は91ページになります。 本案は、新型コロナウイルス感染症予防対策のマスク着用により熱中症を予防するため冷暖房設備を設置することに伴い、その使用料について所要の改正を行うため提案するものであります。 改正内容を説明しますので、91ページ、新旧対照表をご覧ください。 別表及び備考欄の暖房料を冷暖房料に改めるものです。 以上で説明を終わります。
	西館議長 (議員席)	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ごいませんか。 **なしの声**

答弁	西館議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第43号について採決をいたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。 ここで、暫時休憩いたします。2時45分まで休憩します。 (休憩 午後 2時31分)
	西館議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 2時50分)
	西館議長	日程第15、議案第44号おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 大変失礼しました。ちょっとお待ちください。 ここで、財政管財課長より、発言したいとの申入れがあり発言を許します。 財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	先ほど、報告第3号、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書をめぐるとの質疑の中で、澤上 勝議員からの質問に答弁することができなかつたものが1件ありますので、ちょっと遅いのですが答弁させていただきたいと思っております。 質問の内容は、議案書6ページの一般会計繰越明許費繰越計算書、未収入特定財源、ここに9,710万円計上しているものなのですが、ここに交付税措置がされることになると町の持ち出し分は果たして一体どの程度なのかと、全体でいいのでその金額を教えてくださいというご質問の内容でございました。 調べたところ、地方債全体額の9,710万円繰越分の地方債合計分の金額のうち、交付税措置される金額が1,980万円、差引き7,730万円が一般財源、つまり町の持ち出しというこ	

当局の説明	西館議長	とになります。 答弁が遅くなり申し訳ございませんでした。 以上です。
	西館議長	大変失礼いたしました。 日程第15、議案第44号おいらせ町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (松山公士君)	それでは、議案第44号につきましてご説明申し上げます。 議案書では50、51ページ、参考資料は92ページとなります。 本案は、町立北公民館に冷暖房設備を設置したことに伴い、その使用料について所要の改正を行うため提案するものです。 それでは、92ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。 現行、別表及び備考欄にあります暖房料の表記を冷暖房料に改めております。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第44号について採決をいたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。

当局の説明	西館議長	<p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第16、議案第45号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (西館道幸君)	<p>それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の52ページから53ページ、新旧対照表は93ページをご覧ください。</p> <p>本案は、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき議会の議決を要するため提案するものであります。</p> <p>なお、この規約は、令和3年7月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第45号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第17、議案第46号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (西館道幸君)	それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。 議案書の54ページから55ページ、新旧対照表は94ページから95ページをご覧ください。 本案は、青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき議会の議決を要するため提案するものであります。 なお、この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、令和3年7月1日から適用するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第46号について採決をいたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p>	<p>※※なしの声※※</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第18、議案第47号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第47号についてご説明いたします。 議案書は、56ページから60ページになります。 本案は、既定予算の総額に2億7,458万4,000円を追加し、予算の総額を101億9,958万4,000円とするものです。 議案書60ページの第2表地方債補正は、小学校トイレ改修事業を廃止するものです。なお、当該事業は令和2年度繰越事業としての補助採択に伴い令和3年度予算への計上が不要となったため廃止するものです。 それでは、歳入歳出の内容についてご説明いたします。 別冊の令和3年度一般会計補正予算(第1号)に関する説明書をご用意ください。 こちらの7ページをお開きください。 それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。 7ページの、2款1項1目一般管理費の12節押印署名見直しに伴う例規整備支援等業務委託料253万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として行政手続に関する町例規の見直しを行うため計上するものです。 次に、2款2項2目町活性化対策費の18節一般コミュニティ助成事業費補助金150万円の増額は、自治総合センターの助成事業採択により計上するものです。 8ページをご覧ください。 2款2項5目定住促進対策費の18節定住促進助成金1,300万円の増額は、申請見込みにより計上するものです。また、移住者転職支援助成金150万円の追加は、県補助金を活用しUタ</p>

	<p>ーン就職希望者と地元企業をつなぐべく町内企業の就職支援サイト掲載料を助成するため計上するものです。</p> <p>9ページに移ります。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の18節子ども子育て支援交付金新型コロナウイルス対策支援事業費補助金950万円の追加は、児童福祉施設が実施する感染拡大防止対策に対し助成するため計上するものです。</p> <p>次に、3款2項2目児童措置費の18節低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金2,040万円の追加は、低所得の二人親子育て世帯に児童1人つき5万円の特別給付金を給付するため計上するものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>4款1項2目予防費の7節新型コロナウイルスワクチン接種協力金1,006万5,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業としてワクチン接種を実施する町内医療機関に対する協力金として計上するものです。</p> <p>また、12節新型コロナウイルスワクチン接種用コールセンター業務委託料394万9,000円の増額は、予約システム委託料等を増額するため計上するものです。</p> <p>11ページに記載が移りますが、同じく12節の新型コロナウイルスワクチン接種実施委託料9,563万4,000円をはじめとした各種委託料については、当該ワクチン接種関連経費の現時点での見込みにより計上するものです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>4款4項1目病院費の18節病院事業会計医業外収益他会計補助金726万2,000円の増額は、町の新型コロナ対応事業としておいらせ病院職員の防疫等作業手当及び院内トリアージ委託料に対する病院事業会計繰出金として計上するものです。</p> <p>次に、6款1項2目農業総務費の18節農産物プレミアム販売事業費補助金54万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として農協と連携し実施する農産物販売事業に対し助成するため計上するものです。</p> <p>次に、6款1項3目農業振興費の18節担い手確保経営強化支援事業費補助金559万1,000円の追加は、農業用機械等の購入費に対し助成するため計上するものです。</p>
--	--

		<p>13ページに移ります。</p> <p>6款3項1目水産業総務費の18節水産物プレミアム販売事業費補助金1,040万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として漁協と連携し実施する水産物販売事業に対し助成するため計上するものです。</p> <p>次に、7款1項2目商工業振興費の18節新しい生活様式対応推進助成金2,500万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として売上げが減少した小規模事業者の感染症拡大対策を推進するため計上するものです。</p> <p>また、町商工会プレミアム付飲食券発行事業費補助金850万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として町商工会が実施するプレミアム付飲食券発行事業を助成するため計上するものです。</p> <p>次に、7款1項4目観光施設費の14節自由の女神像環境整備工事費330万円の追加は、県補助金を活用し自由の女神像台座階段部分の補修工事を実施するため計上するものです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>13ページからの続きになりますが、17節庁用器具費105万5,000円の追加は、県補助金を活用し観光PRセンター味祭館といちよう公園ジョイハウスに監視カメラを設置するため計上するものです。</p> <p>次に、9款1項2目消防施設費の14節百石第4分団旧拠点施設解体工事費225万5,000円の追加は、消防団百石第4分団屯所の改築に伴い旧屯所を解体するため計上するものです。</p> <p>次に、9款1項3目災害対策費の14節避難所運営物品収納庫整備工事費288万2,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業として開設する可能性が高い指定避難所へ避難所運営物品をあらかじめ配置保管する収納庫を設置するため計上するものです。</p> <p>また、18節地域防災組織育成助成金60万円の追加は、深沢地区自主防災会の資機材整備について一般財団法人自治総合センターの助成事業採択に伴い計上するものです。</p> <p>15ページに移ります。</p> <p>10款1項2目事務局費の17節機械器具費（公用車）4,739万4,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業としてスクールバスを更新するため計上するものです。</p>
--	--	---

		<p>16ページをご覧ください。</p> <p>10款2項3目学校建設費の12節になりますが小学校給水設備改修委託料173万2,000円の追加及び10款3項3目学校建設費の12節中学校給水排水設備改修委託料60万9,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業として町内小中学校の水道蛇口をレバー式に交換するため計上するものです。</p> <p>また、10款2項3目の14節小学校トイレ改修工事費4,449万円をはじめとする各種減額につきましては、小学校トイレ洋式化に係る改修事業が令和2年度繰越予算での補助採択決定に伴い、結果的に重複計上となっておりました令和3年度予算の計上を撤回するものです。</p> <p>主な歳出の説明は以上です。</p> <p>これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前に戻ります、3ページをご覧ください。</p> <p>3ページの15款1項2目衛生費国庫負担金の1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金9,791万1,000円の追加は、ワクチン接種に対する国庫負担分として計上するものです。</p> <p>次に、15款2項1目総務費国庫補助金の1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億988万8,000円は、町の新型コロナ対応事業に係る国庫補助金として計上するものです。</p> <p>次に、15款2項2目民生費国庫補助金の3節新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金2,099万7,000円の追加は、低所得の独り親・二人親子育て世帯に対する特別給付金支給に係る国庫補助金として計上するものです。</p> <p>次に、15款2項6目教育費国庫補助金の2節小学校トイレ改修事業費補助金509万円の減額は、歳出の小学校トイレ改修事業関連経費の減額に伴い計上するものです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>16款2項1目総務費県補助金の県市町村元気事業費補助金545万6,000円の追加は、自由の女神像リブランディング事業など5事業の事業採択により計上するものです。</p> <p>次に、19款2項1目財政調整基金繰入金1,217万8,000円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整のため計</p>
--	--	--

	<p>西館議長</p> <p>2番</p>	<p>上するものです。補正後の予算額は、1億8,217万8,000円となり、予算ベースでの基金残高は年度末時点で12億5,322万5,000円となる見込みであります。</p> <p>5ページに移ります。</p> <p>22款1項6目教育債の1節小学校トイレ改修事業債2,950万円の減額は、歳出の小学校トイレ改修事業関連経費の減額に伴い計上するものです。</p> <p>主な歳入の説明は以上です。</p> <p>ページが後ろに飛びます。17ページ、18ページをご覧ください。</p> <p>こちら、給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映したものです。</p> <p>次に、19ページ、20ページをご覧ください。</p> <p>地方債に関する調書は、歳入の町債に係る今回の補正内容を反映したものです。</p> <p>最後に、21ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の参考資料として主要な個別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で、一通りの説明を終わりますが、一つ言い間違いがございましたので訂正したいと思います。</p> <p>歳出の13ページ、水産物プレミアム補助金、こちら1,040万円と口頭で申しましたが、正しくは記載のとおり140万円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正の歳入歳出全般及び給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書3ページから20ページになります。</p> <p>また、議案書の60ページ、第2表地方債補正も含みます。</p> <p>なお、質疑における発言の際はページ数をお示しいただきますようお願いします。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>私はまた、最後の集約した22ページをもって質問させていた</p>
<p>質疑</p>	<p>2番</p>	<p>私はまた、最後の集約した22ページをもって質問させていた</p>

	<p>(澤上 勝君)</p>	<p>できます。</p> <p>2 款の総務費企画費の定住促進 1, 0 0 0 万円に対して 1, 3 0 0 万円の増額、喜ばしいことだと思いますけれども、今現実的に件数何件なのか。そして、学区、雇用、それから下田小学校の件数を教えていただければと思います。</p> <p>次に、2 3 ページ、6 款農林水産業プレミアム販売事業 5 4 万円、多分先般全員協議会でもいろいろな提案をしておりますけれども、その提案した中を酌んだ中で、前のおり進行しているみたいですが、その経緯を説明をお願いします。</p> <p>それから、農林水産業 6 款 5 5 9 万 1, 0 0 0 円、これは農業機械等の購入補助金でありますけれども、件数が何件で何人なのかをお願いします。</p> <p>それから、6 款農林水産事業費の 1 4 0 万円も、同じく先般いろいろな提案をしておりましたけれども、これも最終的に同じ、改正しないで多分やると思うので、その辺の経過を説明をお願いします。</p> <p>それから、7 の商工費 2, 5 0 0 万円の中で、一つは事業継続支援地域対象事業なんですけれども、その中で例えば 4 月売上げが下がったのとありますよね。令和 2 年 4 月 1 日から 1 2 月の間にですけれども、その中で事業主さんが亡くなって、代わっている場合はどういう見方をするのか。その辺、もし分かるんだらご説明を賜りたいと。</p> <p>それから、プレミアムの飲食については、先般商工会の総会でも発言してきたわけでありましてけれども、そのときは後日サービス業部会を集めて最終決定するというので、課長も町長もいて多分聞いている部分ですよね。その会議が 6 月 9 日にあるみたいなんです。議会のほうが先なんです。その辺はどういう解釈をすればいいのか。中身は同じみたいですが、その辺のご説明をお願いします。それが 7 款の商工費になります。</p> <p>続いて、すみません、多岐にわたります、2 4 ページの商工費は自由の女神、階段というか台座部分が壊れて修理するのはいいんですけど、たしか去年も何か修理をしたような記憶があるんですよね。ある程度、3 分の 2 は補助事業ですからいいと思うんですけど、その辺の説明をお願いします。</p> <p>それから、もう一つは中央公民館に冷房をつけないということ、</p>
--	----------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>検討するということで、耐震の調査を先にすると言っていましたけれども、その予算計上が当初予算で多分なかった記憶があるんですけれども、その辺の進め方をどうしているのか、お願いします。</p> <p>あと、木ノ下中学校の設計の、この前入札が終わったみたいですがけれども、日刊建設青森を見ますと、何となく遅れるようなニュアンスで書いているんですよ。その辺の説明をお願いします。</p> <p>あと、最後に一つ、先月20日に町の入札が行われたかと思えますけれども、その入札の指名に当たって指名委員長は副町長のはずでありますけれども、町外の業者に対してどういう基準を持って指名しているのか。それからもう一つは、ある業者、前にも私指摘したけれども、ある町では除外している業者であるということの説明をしたし、その後もその業者はある市からも除外されていると。よくよく聞くと、県でその免許の剥奪という言葉がいいのか取消しになっているような気がします。なぜ、そういう業者をまず指名しているのかの過程を聞きたい。現実的に落札をされているみたい。競争入札ですからするのはいいんでしょうけれども、他の業者の方々と比較すると法外に安いんですね。安いのはいいんですけれども、町のためには。ただ、それなりの仕事が果たしてなるものかという疑問があるし、町で仕事をさせたときもいろいろな面でチェック事項が入ったとかという話も聞いていますので、その辺の過程をお願いしたいと。</p> <p>それから、財政課長にも一つ。入札に当たって、積算の、そのページがあるんですけれども、パスワードを持たないと開けないようになっているんですよ。私は入札が終わったらもう一般に公開してもいいような気がしますけれども、その辺はどう考えているのか、お答えをいただきたいと思います。</p> <p>以上、多岐にわたりすみません。</p> <p>ここで、時間延長いたします。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、初めに澤上議員のご質問の1つ目ですが、定住促進助成金の増額補正についてのご質問にお答えをしたいと思います。</p>
-----------	---------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>こちらの定住促進助成金につきましては、令和2年度末で時限が終了して、現在経過措置期間に入っております全町を対象にした助成金となっております。当初予算では1,000万円計上しておりますが、それがもう既に5月31日の時点で全て執行してしまっていて、今回補正が必要になったということで1,300万円追加したものでございます。5月31日時点では、14件の執行がございました。5月31日時点で、さらに3件の申請受付をして6月補正後の予算可決後に支払いを待たせているという状況でございます。</p> <p>あと、今年度からスタートしております甲洋・下田小学校区の助成金につきましては、現在のところまだ1件も申請が来てございません。</p> <p>以上です。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、23ページの6款の農林水産業費でいただいた質問について順次お答えしていきたいと思っております。</p> <p>まず、1つ目の農産物プレミアム販売事業費補助金54万円のところですが、こちらにつきましては全協の中では昨年同様700セット、内容については米・野菜セット3,000円分を1,000円ということで、同じような内容で進めたいというような提案をしております。農協と連携して行うということで、その商品につきましては米・野菜等がこれから作付していくという形になりますので、数の増加は難しいという回答をいただいております。ですので、数につきましては700ということで固定でいきたいと思っております。</p> <p>次に、その2つ下の水産物プレミアム販売事業の件についてでございます。こちらにつきましても、水産物の売上げ向上という漁業者支援ということで行う事業でございますので、数を増やしてほしいと。現状のコロナで影響を受けている漁業者のそういったことを鑑みて増やしてほしいという提案がありまして、それにつきましては今回の補正では反映させておりませんが、今後12月実施に向けまして漁協と数を増やす方向で考えていきたいと思っております。ホッキにつきましては、海にある資源ですので、そ</p>
-----------	---------------------------------------	--

		<p>の辺は漁獲量を調整することが可能ですので、それにつきましては増やす方向でいきたいと思っております。</p> <p>次に、その真ん中の農業用機械等の購入費補助金ということで559万1,000円、この件数ということでございますけれども、こちらにつきましては事業概要を申しますと、農業界を牽引する優れた担い手を育成支援することにより、持続可能な農業構造を実現するために農業機械等の購入費を補助するものということで、本人負担が2分の1、あと県の補助が2分の1ということで事業を行うものとなっております。この事業につきましては、非常にハードルが高い事業になっております。各小学校区の農業の中でも中心経営体に位置づけられている方ですとか、農地中間管理機構を活用している方ですとか、あとギャップの取組ですとか、あと耕作面積を増やすとか、様々要件があって、ある基準の点数を行かないと採択されないという事業になっておりまして、当町においては1件ですね、木ノ下小学校区の農業者1人が対象になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、私からはまず1点目の新しい生活様式の関係で、事業所のオーナーが亡くなった場合は、その場合はということですが、亡くなられていてもその後息子さんなりご家族の方が事業を継承しているのであれば、そういった収入を見ながら支給なり対象としていくことになると思います。</p> <p>続きまして、プレミアム商品券の関係で、商工会とのやり取りということですが、商工会からはこの後会議はあるんですが今のまま、会長等と話し合っ、事務局案として今のままお願いをしたいということで、会議に諮る予定であると聞いていますので、そのまま計上させていただいております。</p> <p>次に、3点目の自由の女神に関してですが、確かに昨年度自由の女神本体像の部分のお色直しといいますか、塗装あるいは内部の腐食した部分を修理しましたが、今回その下の土台ということで2か年に分けて県の補助金を頂けるということだったので、対象として実施する予定にしているものでございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	

答弁	西館議長 社会教育・体育課長 (松山公士君)	<p>以上です。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>では、中央公民館についてご質問がありましたので答弁いたします。</p> <p>今回、空調機器については老朽度がちょっと著しいとの判断で対象とはならなかったんですが、やはり外観上も含めてひび割れ等が多くなっていましたので、築50年以上たっている建物でございまして、その老朽度の調査を今年度実施する予定にしております。当初予算にも盛っておりますが、金額的には比較的、68万円ほどの金額で当初予算を計上しておりますが、それを今年度やらせていただきまして、今後の施設の在り方について検討してまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長 学務課長 (福田輝雄君)	<p>学務課長。</p> <p>私からは、木ノ下小学校の講堂改築工事についてご説明申し上げます。</p> <p>今年度に入って計画は変更しておりません。今年度、地質測量調査及び実施設計の業務委託入札をして発注しております。</p> <p>その後、造成工事などを経て令和6年度に本体工事に着手することとして準備しておりますので、変更がないことを申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは、5月20日の入札の件でご質問がありましたのでお答えしたいと思います。</p> <p>議員ご質問の件については、5月20日に競争入札行われました、学校ガラス清掃業務委託の入札の関係のご質問かと思っております。この学校ガラス清掃業務委託に関するこの指名については、指名業者の選定については、予定価格が700万円未満でしたので指</p>

名委員会にはかからずに財政管財課の起案したものに対して副町長・町長から決裁をいただくというやり方で指名業者を決めているものでございます。

それで、起案した当課の考え方といたしましては、この学校ガラス清掃について入札参加指名登録、物品役務として指名登録のあったものから、そして地域要件として当町そして近隣の地域から清掃として登録の申請があったものについて指名したものであります。中でも、実績調書、登録申請に添付していただきますが、そこで庁舎と公共施設のガラス清掃について実績を有する業者を選定して今回入札を行ったものでございます。

そして、2つ目の、近年の除外して、近隣の自治体で除外されている動きのある業者について指名したのはなぜかというその経緯について説明していただきたいというご質問かと思えます。今回落札した業者について、公表していますので言いますと株式会社ビー・エムのことかと思えます。このビー・エムという会社は平成29年に、詳細内容は分かりませんが、警備業法違反ということで青森県公安委員会から行政処分を受けております。その行政処分の内容が、警備業法に関することということでしたので、この情報を得て、当町としましては施設管理に関する部分、警備の要素があるという部分について指名するのはちょっとふさわしくないということで除いておりましたけれども、この清掃、学校ガラス清掃という部分については警備には当たらないのではないかと。あるいは実績の調書とか見てみますと、清掃の部分についてはほかの自治体でも引き続き指名を受けているようでしたので、当町もその部分の経緯を参考にして指名したところ、この業者が落札したということになっておりました。

そして、最後に、設計図書入札に係り、その条件を示した設計図書についてということでご質問がございました。今、コロナ対策ということで、入札するに当たって入札の詳しい条件を示した設計図書というものを前は役場に来ていただいて指名業者に見ていただくということをしておりましたが、コロナ対策ということでホームページにそれを掲載して、あと指名した業者にこのパスワードを教えて、指名された業者だけが設計図書を見ることができるとい、いわゆる電子縦覧というものを昨年からやっております。この部分について、指名業者しか見ることができないよう

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>にということで、今までの経緯が指名された業者しか設計図書を見ることができなかつたので、それまでの経緯から踏まえてパスワードを設定したものでございます。これが今、現時点の段階でございますけれども、議員のご意見としましては、入札が終わった後にでも公表したほうがいいのではないかというご意見かと思っております。私もその指摘を受けますと、確かにこの設計図書については後ほど開示請求があつたりすると、恐らく全てを開示しなければならない文書かなと思っておりますので、現時点ではずっと非公開にしておく理由をちょっと探するのが難しいかもしれないという状況で、議員ご指摘のとおり公開すべき方向でちょっと今検討している最中ではございましたので、その旨ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>説明いただいたこと、ありがとうございます。</p> <p>これから順次、それに沿って再度また聞きますけれども、6の農林水産業のプレミアムですけれども、作るのが700セットが限度だということは理解しますけれども、この前も言いましたけれども、1,000円が3,000円になるプレミアムですから人気があるのは当然だと思うんですよ。数を出せないということですが、ある程度本当は私は1,000円に対して1,000円くらいのプレミアムで2,000円くらいでもいいのかなと思うけれども、執行しているみたいですから、次年度はあるかないか分からないけれども、これからはそういう検討をして、飲食店のプレミアムと整合性もある程度取れるようにしないと、やっぱり好ましくないと思っておりますのでお話をしておきます。</p> <p>あと、農業機械については1件だけですけども、簡単に言えば千幾らの機械ということでございますので、非常によろしいことだと思います。</p> <p>あと、農林水産業の6番のほうも、プレミアムについては、当初のやつが何セットで追加が何セットやる予定だか、後この次説明をお願いします。</p> <p>あと、商工会の新しい生活様式の件で、今もう一回確認するけ</p>
-----------	-----------------------------------	--

	<p>れども、亡くなって、嫁に行った娘さんが継承した場合も該当になるという確認でよろしいでしょうか。その辺、後ほど説明をお願いします。</p> <p>あと、プレミアムの飲食の件ですけれども、これは商工会長がいいと言ったからこれはこれ以上何も言われなくても、果たしてあの総会であれだけの協議をした中で、会員の方々も聞いているので、それを無視して商工会長が了解をしているというものいかなものかなと私は思う。独裁になるんでないの。民主主義を離れて、私は思うから、これは役場は関係ない部分かもしれませんが、いろいろな部分で影響はあると思いますよ、末端の声は。</p> <p>続いて、中央公民館の件ですけれども、予算取っているということですから、なぜ入札をしないでいるのか。早めにやって早く夏に間に合うようにやるのがベターなような気がするけれども、その辺の考え方が何かあるのだったら別に教えていただければと思います。</p> <p>あと、最後の指名の件でありますけれども、やはり今、西目屋村でも鶴田町でも、ああいうことが起きていますので、ある程度ガラス張りにやらないと。そしてまた、同じ社長が業者2つやっているかもしれないけれども、1つでペナルティーを食っている業者なんですよ。それをよそのほうでは外しているけれども、今いったらどこかでも指名しているということですから、その辺も具体的に、もし分かったら。やっぱり、私は好ましくはないと思いますよ。</p> <p>あと、それから単価もかなり下げて、下げるのはいいですけれども、その状況を仕事の仕方を役場で管理しないと、手抜きと言えば言葉悪いけれども、そういうことが見受けられるような気がしますよ。(不規則発言あり)(「まだ質問中ですので。どうぞ」の声あり) と思いますので、とにかくガラス張りにしてですね、と私は思いますから、そういうことでよろしくをお願いします。</p> <p>議事進行に関わる発言は許可しますので、今、どうぞ。</p> <p>13番。</p> <p>議会と町長の役割、入札についてはもう町長の専権中の専権事</p>	
	<p>西館議長</p> <p>13番</p>	

答弁	(西館芳信君)	<p>項だ。それについて、総体的に、例えば入札の在り方はこうだとかんとかと我々がしゃべるのは文句ないけれども、具体的な1件の、しかも業者をもうどこどこだって財政課長もしゃべってしまったしね、そしてもう特定して、その業者が駄目だ、この入札がどうなんだと、我々は何もしゃべる権利ない。これ、大きな問題だよ。裁判になりかねない、議会が訴えられかねない。どう考えたってそうだ。私は、これ以上のことは言えないけれども。ちょっと、するべきじゃないと思う。</p>
	西館議長	<p>今のは意見ですか。(「意見だ」の声あり) 議会は言論の府でありますので、自由な発言ができると思います。ただ、今、財政管財課長がその業者名を出したのはいかがなものかとは私は個人的に感じましたけれども、財政管財課長に対するのもあったんですか。(不規則発言あり) 財政管財課長の、その業者名を出したのに対しての……(「それもそうだし、質問もよくない、個々の入札についてあれがどうで、この業者は駄目だって我々がしゃべる権利は一つもないでしょう」の声あり) 個人の発言ですので。(不規則発言あり)</p> <p>それでは、答弁求めます。</p> <p>副町長。</p>
	副町長 (小向仁生君)	<p>ただいまのやり取りのことなんですけれども、私の考え方を述べたいと思います。</p> <p>まずもって、関連質問ということですが、何の関連質問だかがさっぱり私には理解できません。どこの部分の何に対しての関連質問だかというのを、やはりちゃんと明示するべきだと思っております。</p> <p>そして、私の思いなんですけれども、実は今回の学校ガラスの清掃業務委託業者選定に当たっては、先ほど課長が申したように私の委員会、私が会長を務める委員会までは上がってこない事案でありましたけれども、決裁ということで私もこの話は聞いております。ただ、過去に安全面を怠って労働基準監督署から指導を受けた業者もありました。そしてまた、業務を履行するに当たって、担当課とのやり取りの中で担当課から注意指導を受けた業者もありました。しかし、それは1年以上経過していることであり</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>まして、その後業務改善がなされているという判断の下に、先ほ ど言いました業者も含めて近隣の業者を入れたところでありま す。この業務改善がなされているという判断の下で、それが駄目 だという、半永久的に外さなきゃいけないという理由は見つから ず、企業の確保、それからそこに働く人たちの雇用、それらを考 えますと、そういう除外するような事項についてはもう一定の期 間が過ぎたという判断の下に指名をしているところでもあります。 ただ、この後、学校のガラスの清掃については夏休み期間中に行 われるということで、その間まだ時間もありますし、その年1回 きりの業務でありますので、そのところは担当課と十分また話を して、業者と打合せをして進めていかなきゃならないなと思っ ておるところです。</p> <p>そしてまた、それぞれの担当課については、このような業務委 託を発注した後は、その業務が適正に行われているか、そしてま たそこに雇用される人たちに対して、例えば雇用保険料なりの社 会保障がきちとなされているのかというのを確認して、もしそ れがなされていないようであれば私にその旨をお知らせいた さきたいということで話をしておりますので、もし万が一そうい うことがあれば、その業者に対して指導をしていかなきゃないな と考えておるところです。取りあえずは、指名入札が終わったとい うことで、ちょっとその業者とのやり取り、推移等をちょっと見守 りたいなというところではあります。</p> <p>以上です。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>では、私から23ページのプレミアム販売等について、ご意見 とご質問いただきましたので、そちらにお答えしたいと思います。 まず、最初の農産物でしたが、議員おっしゃるプレミアム分の 件ですね。1,000円に対して2,000円ということで、2, 000円はつけ過ぎじゃないかと、1,000円くらいでいいの ではないかというご意見でございます。当初の考え方としまして は、米と野菜のセットという、その商品をドライブスルーで販売 しようという発想から始まりました。価格的にいきまして、米5 キロであれば大体1,000円から1,500円くらいと。野菜</p>
-----------	---------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>も詰め合わせでいくと大体1,500円と。大体3,000円くらいが基準かなということで、3,000円の物を幾らで販売しようかという考えから始まりました。最初、2,000円という話もありましたけれども、やはり新型コロナウイルス対策という経済事業者支援という部分もありましたので1,000円でいうことで行っております。おっしゃるとおり、1,000分をプレミアムつけるという考え方で、数を増やすという方法もありますので、次年度以降もしあるとすれば、そういう方法も考えていきたいと思っております。</p> <p>次に、水産物になります。現在、700セットということで、数を増やすという方向で検討しておりますが、どの程度増やすかというご質問でございます。考え方として、100から300くらいとちょっと幅がありますけれども、漁協と協議してできれば300セットくらい増やせればと思うんですが、そのくらいの幅がありますけれども、そのくらいの範囲で考えていきたいと。300になった場合であれば当然販売次回も延びますし、スタッフも増員してということで進めていきたいと思っております。</p> <p>最後、農業機械の部分ですけれども、議員がおっしゃった事業費が1,230万円という消費税抜きの部分が補助対象となるわけですけれども、1,000万円の機械とおっしゃいましたけれども、実際はこれはトラクターですね、あとグレイタスローダ、あと長芋の掘り取り機、ゴボウ収穫機、あとスマート農業をするための精密機械ですとか、そういったものを合わせて1,230万円という事業費になっております。以上補足でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、私から、まず新生活の、新しい生活様式なので、例えば嫁いだ娘さんが事業を継承していても対象になるかということですが、あくまで町内にあるお店を継いでいただいているのであれば、それは対象になると思います。それが、例えば他の市町村に転居したとかでやっているよというのであれば、ちょっと問題があるなと思いますが、そういうことをご了承いただきたいと思っております。</p>
-----------	---------------------------------------	---

		<p>また、商工会のプレミアム商品券の関係ですが、先ほど申しましたとおり商工会では、会長、事務局と相談をして、案としてそれを提案して皆さんに説明して了承をいただきたいということで聞いていますので、ただ、その手続がどうかと言われましても、私のほうでは大変申し訳ございませんがその回答は控えさせていただきます。あくまで商工会の手続ですので、その部分はご了承いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>中央公民館の老朽度調査の入札の件ですが、現在仕様書を精査中でございますので、できるだけ早く入札に付したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>入札の件でありますけれども、議長が止めないから私は質問しましたので。</p> <p>副町長にはその権限は失礼なならないと思いますので、ひとつそのことを。</p> <p>あと、私も経営継続審査の、昔、何十年も前につくっているんですけども、その中には皆、社会保険の加入とか全部チェックささってね、財政管財課長ね、皆なっているから、それは何も心配ないです。あと、施工の問題については多分、若干疑念を持たれる部分があるような気がするわけです。よその業者より3割も安くなっているみたいですから。ただ、それだけで、やはりいろいろなことがあるので、いろいろ逆に注目されないようにしていただきたいというのが、私の願いだけです。そういうことでありますから。そういうことで、いろいろ答弁ありがとうございました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>答弁はいいですか。(「いいです」の声あり)</p> <p>4番、澤上 訓議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>4番 (澤上 訓君)</p>	<p>ちょっと勉強不足で申し訳ありません、ここちょっと教えてください。</p> <p>10ページ、予防費のコロナに関連するやつなんですけれども、それから11ページですけれども委託料、新型コロナウイルスワクチン接種用コールセンター等業務委託料、これはコールセンターの係員を増やした分の足りない分のこれ補正ということでしょうか。それとも、あと、これが全体で何月何日までの委託になっているのかも教えてください。</p> <p>次に、11ページの、これちょっと言葉だけ分からなくて、新型コロナウイルスワクチン用ディープフリーザー設置管理委託料とありますけれども、このディープフリーザーという意味がちょっと分からないので教えてください。</p> <p>それから次に、新型コロナウイルスワクチン予防接種管理システム改修委託料、これの内容も教えてください。</p> <p>あと2点。新型コロナウイルスワクチン接種実施委託料9,500万円のやつは、これは集団に対しての、個人の分なのかどうかということですね。それから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保委託料、これもちょっと意味が分からないので教えてください。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>まず、コールセンター等業務委託料394万9,000円です。こちらについては、一般質問でもお答えいたしましたウェブを使った予約システム、そちらに係る経費となります。コールセンターについては、9月末までの契約としております。今の段階ではですね。</p> <p>次に、ディープフリーザーですね。ディープフリーザーというのは、超低温冷凍庫でございます。ご承知のとおり、ファイザー社のワクチンはマイナス70度での保管が必要ですので、それに対応した冷凍庫になります。</p> <p>次に、予防接種管理システム改修委託料ですね。こちらについては、接種済みデータ、接種に関連したデータを国とのやり取りをするための必要な改修費用となります。</p>

		<p>次は、接種実施委託料9,563万4,000円になります。こちらについては、コロナワクチン接種に係る経費として国から1回2,277円という部分が示されておりますので、そちらの部分の費用になります。実質の接種費用になります。</p> <p>次に、接種体制確保委託料でございます。これは、文字どおり接種体制を確保するために必要な経費といたしまして、例えばおいらせ病院や下田診療所、石田温泉病院ですね、高齢者施設での接種をお願いしております。そちらの、施設巡回接種実施に伴う医師・看護師等の人件費となります。そのほかにも、個別接種実施医療機関の体制確保に係る接種用の事務員とか、看護師を雇用するための経費となります。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>西館議長 4番 (澤上 訓君)</p>	<p>4番。</p> <p>何か、今、説明されて分かりました。</p> <p>管理システムの改修委託料ですけども、いわゆる2回接種するもののその接種した人をチェックするという意味のことだと思うんですけども、どこだっけ、東京だったかな、3回接種した人もいますよね、間違っ、お年寄りが。これがあれば、そういうことはまずありえない状況になるのかなとは思っているんですけども、あれは何か人為的なものなのか何なのかちょっと分からないんですけども、その辺のところ、1点ですね。</p>
答弁	<p>西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>こちらの予防接種管理システム改修委託料については、よその自治体で3回接種したというのを防ぐものでは実際ないです。接種した後のデータを取り込むものでありまして、例えばおいらせ町で1回打って2回目までで転出した場合、その転出先の町村、</p>

		<p>自治体で、おいらせ町で1回打ったよ、2回打ったよ、もしくはまだ打ってないよというための情報交換をするためのシステム改修となります。</p> <p>次に、接種実施委託料、これは基本的に個別接種だけで考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。4時5分まで休憩いたします。 (休憩 午後 3時52分)</p> <p>西館議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 4時05分)</p> <p>西館議長 続いて、14番、松林義光議員。</p> <p>14番 (松林義光君) 先ほど澤上議員が質問したんですけれども、10ページの業務委託料400万円近く増額しております。先ほど言った答弁、聞き漏らしました。もう一度分かりやすくお願いします。</p> <p>それから、もうワクチン接種が始まりました。そこで、今日までキャンセルした情報があるのかどうか。これから集団のワクチン接種が始まります。キャンセルが出てくる可能性は十分あり得ると思っております。そういうキャンセルが出た場合、どのような対応をしているのかお伺いします。</p> <p>もう一点、今、小中学校、高校、保育園、老健施設等々においてクラスターが発生しております。私も子供を預かる者として、毎日が気が気でありません。そこで提案ですけれども、医療に従事している方々、学校の先生、保育園の先生方等を先行接種する考えを持っていないのかどうか、お伺いいたします。</p> <p>西館議長 保健こども課長。</p> <p>保健こども課長 (小向正志君) それでは、10ページ、コールセンター業務委託料の説明でございます。</p> <p>先ほども申し上げましたとおり、ウェブ予約システム、電話だけではなくインターネットやスマートフォンを使って予約をするためのシステムを導入する経費となります。こちらを導入することで、若い人は電話を使わず予約ができるものと思われま</p>
質疑		
答弁		

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>次に、キャンセル情報です。キャンセルについては、現在まで数件程度生じているという話は聞いております。それに対しては、事前にコールセンターで、キャンセルした場合、その医療機関に駆けつけて接種できるかどうかという部分を確認しております。もしキャンセルが出た場合はその対応をできるといった方に対して年齢順に声をかけていって対応しているということで聞いております。</p> <p>次に、医療従事者以外の、例えば保育所の先生とか、あとはそういう方についての接種ですけれども、課内でも次の接種、高齢者の接種が終わった後の接種ということでいろいろと検討が必要ということでは話し合っておりますので、今後着実に検討して進めたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>この増額しているお金は、インターネットに活用する経費だということですが、当初対策室に電話したら我が町はインターネットは活用できませんと言われました。これは、今補正をしていますので、今日現在でなくてこれから、この予算を追加してこれからインターネットを活用できると。ということは、いつ頃からそうなるのかお伺いいたします。</p> <p>それから副町長、年配の方々ですから熱を出したりいろいろな事情で、前の日でもその前の日でもキャンセルする方がいると思います。そうなりますと、ワクチンが無駄になると思います。これはもったいない話ではないでしょうか。ほかの町村では、名簿を作って高齢者から順次その職場に電話をして、「今ワクチンが空きました、活用できます、来れますか」とそういう対応をしているそうであります。副町長、どのように考えているのかお伺いします。</p> <p>それから、もう一点、副町長もう一度お伺いしますけれども、他の町村では学校の先生方、医療従事者、保育園の先生等々に先行接種しております。我が町もスピード感を上げて、今課長が検討している、課内でも協議しているという話であります。スピード感を持ってこの対応をする気はないのか、副町長、お伺い</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>たします。</p> <p>副町長。</p> <p>まず、1点目のワクチン接種キャンセルが出た場合の対応なんですけれども、先ほど課長が言いましたようにコールセンターに電話した際にその日にちで予約して、例えば今月の20日で予約してあったんですけれども今日空きが出たということであれば、そのキャンセルに対応できますかということで、キャンセルした場合には受けられますかということで確認を取っているようでして、そういう人たちが名簿登録されていますので、順次高齢者の上のほうからその人たちに空いた場合は電話をかけて、来れる場合はすぐ来てもらって接種するという方法を取っているということなので、そこは他の市町村と同じような形で運営されていると思っております。現に、実は私の近所の方もキャンセルが出たというのでこの前行って、私のところはおいらせ病院に対して5分もかからないからすぐ行きますと行って打ってきましたという話を聞いておりましたので、その辺は他の市町村と同じような運営の仕方ということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから保育園、それから児童館もそうなんでしょうけれども、あとは学校の先生とかいろいろな児童生徒を扱うという表現がいいのかどうかあれですけれども、そういう人たちに対して先行接種ということなんですけれども、まず前向きに町独自の方策としてやれるものであれば、それを取り入れていきたいなと考えていました。そこは早急に検討させていただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>ワクチンの予約システムです。予約システムについては、今月下旬から7月には導入できる予定となっております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>14番。</p>

<p>質疑</p>	<p>1 4 番 (松林義光君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ワクチンの接種は、保健こども課長はじめ対策室の方々、大変だと思えます。けれども、町民のためにやはり汗を流してもらいたい、やってもらうしかないと思っておりますので頑張ってもらいたい。ただ、コロナ感染対策室の職員、ちょっと何名か、3名のほかに保健師とか話を聞いておりますけれども、何か残業、疲れをしているという話も伺っておりますので、その辺は、副町長、十分に配慮して仕事をさせてもらいたいと、このようにお願いをして質問を終わります。</p> <p>ほかにございませんか。 1 5 番、檜山 忠議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>1 5 番 (檜山 忠君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、1 6 ページ、教育費についてなんですけれども、ここには出ていないんですけども委託料のことになるだろうなと思うんですが、町民プールの運用をどう考えているんだろうなと思います。去年は、あれくらいあれしていてもやっただろうと思うんですが、子供たちもどうなるだろうと、それから親の人たちもどうなるだろうということ聞いてこられるもので、その町民プールの運用と、それから学校の運用について教えていただけますか。</p> <p>教育長。</p>
<p>答弁</p>	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>町民プールについては、原則、昨年度と同様に運営をしていきたいと思っておりました。町民限定で運営していきます。</p> <p>なお、小学生の水泳教室の際には貸切り状態にしてほかの人たちが入らないような形を取っていきたくて思っておりました。</p> <p>なお、町民プールについては、今までは木ノ下小学校を除いて4つの小学校が移動して水泳教室を行っていたんですが、今年は木ノ下小学校のほうも6年生が町民プールに行くと水泳教室を行うことになっております。木ノ下小学校の意向で、木ノ下小学校のプールは今回は使用しないというふうになりましたのでお知らせしておきます。</p> <p>以上です。</p>

質疑	西館議長 15番 (檜山 忠君)	15番。 やるということですので、そのPRの方法それから運用の要綱的なのがあったら、それらをやっぱり渡すようにしていただきたいなと思いますけれどもどうでしょうか。
答弁	西館議長 社会教育・体育課長 (松山公士君)	社会教育・体育課長。 その周知については既にホームページには載せておるんですが、広報については今月の部分にはちょっと紙面の都合上載せられなかったんですが、来月に載せて、今後そういうチラシ等も課内に置いて、周知してもらいたいと思います。 以上です。
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	次に、8番、平野敏彦議員。 私は何点か質問させていただきます。 予算書の11ページのところで、今までいろいろな議論が出ましたけれども、集団接種が7月10、11日ですか、ホームページに出ていましたけれども、これはどういう経緯で決定になったのかお知らせをいただきたいと思います。 それと、これまで議会に対しては集団接種の分では説明がなかったんですけども、個別接種でやりますという、私の質問についても答弁でした。どこでどういうふうに変ったか分かりませんが、その経過を聞きたいのと、それから議会へは、少なくともやはり私は、さっきこれまでの議員のいろいろな方々、町民から問合せが来て大変だという声があるのに、議会に情報提供されていない。私は少なくとも議員に対してその流れが変わって変更になった場合は情報提供すべきだと思うんですけども。それによって、町民の不安も、議員から説明できることによって大分違ってくるのではないかと思いますけれども、この点についても説明をしていただきたいと思います。 それから、この21ページの最後のところでちょっと確認しますけれども、国庫支出金の一番上ですけれども、15款1項1目

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>のコロナワクチン接種負担金2万1,500円掛ける2,277円、2回接種とありますけれども、国が10分の10負担するんだけれども、これは16歳以上の対象者という、年齢は16歳以上で理解していいのか確認をさせてください。</p> <p>それと、その下ですけれども、新型コロナ対策事業と同額計上と書いて、令和3年度交付限度額1億3,657万3,000円とありますけれども、これはどういう意味でしょうか。ちょっと、理解できませんので、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>以上、この分です。</p> <p>保健こども課長。</p> <p>集団接種の決定経緯でございます。先月、5月20日の全員協議会の後、集団接種について検討していたところではあります。やる方向になりまして、翌24日においらせ病院に伺いまして、院長、病院の先生方に集団接種をお願いしたいということで申し込んだところ、快くお引き受けいただきました。また、その他の町内医療機関からも、集団接種への協力について受けていただくことが決まりましたので、急遽やる方向を決めまして、27日のその週に発送する予定だった74以下の、74歳の方の接種券に同封して送ったものです。当初、個別接種ではなかったのかというご質問に対しては、おいらせ町では個別接種を基本として行い、集団接種は補完的に行うことを検討したいということで、集団接種を行わないということは言っていなかったと思っております。7月末までに高齢者の接種を完了させるという国の方針も出ておりますので、できる限り早めに接種を希望する方に対して接種できる機会を設けるために集団接種の場を設けたところで</p> <p>それに対する、議会に対して説明がなかったということですが、できる限り早く多くの方に接種していただくために、いろいろなことを検討、調整を行って、結果として突如決定することもあります。確かに、議会に対して報告がないということなんですけれども、先ほども申し上げましたように突如として決定することも、国の方針に基づいて方針を転換して決定することもあります。そういったことで、議会に対して報告がなかったという</p>
-----------	--	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>ことについてはご理解いただきたいと思います。</p> <p>次に、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金についてです。こちらについては、現段階では16歳以上の方だけを対象としております。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の21ページのそのこの説明欄の内容についてということでございますが、まずは1行目に書いてあります新型コロナ対策事業費と同額計上ということにつきましては、本定例会6月補正予算にこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している事業が12の事業ですね、歳出の予算に計上しております、その総額が1億988万8,000円ということになります。これに対して交付金を同額充当しているということの説明でございます。</p> <p>2行目につきましては、国からおいらせ町に対して交付限度額として1億3,657万3,000円が示されていると。その総額を示したものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今、課長が説明したのは、全員協議会があった後に、突如決定したと。町長、これは私はちょっとおかしいと思いますよ。やはり、集団接種を、なぜ今までそういう働きかけをしなかったのか。おいらせ病院が駄目だということでやらなかったのか、取り組まなかったのか、最初から個別接種のほかに検討するんだったらもっと早くおいらせ病院とかそういう部分との接触、説明をして取り組む対応をすべきじゃなかったですか。何だかそちょっと分かりませんよ。町長、私が言いたいのは、議会でちゃんとこういう形でやります、個別接種を先行してやりますって、ほかのほうは集団接種で模擬もやったりなんかしてあったんですよ。そのときにはおいらせ町は全然模擬、全然やっていない、集団接種の。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>そういうので、ワクチンの配分も遅くなっているという情報を私聞いたんですよ。だから、じゃあ、もうこのままだと、この前の全員協議会で2月まで延びるのはそうかなという説明の資料でそう理解したんです。そうしたら、突如として集団接種を7月にやると。私は、議会にそういうものが、少なくとも、対象者も大事ですけども議員にもそういう変更があったとかそういう通知くらいは、内容だけ情報を提供していいんじゃないかと思っていますよ。何かね、ちょっと私らが一生懸命議論しているのがまるきり軽んじられているんだというような思いがあります。そこを、私が言っているのをどう理解するかお聞かせをいただきたい。</p> <p>それから、今、話した16歳以上、この16歳以上がそうするとこのままでいきますといつになれば終わるのか。この前の説明ですと80%、じゃあ2割は接種を辞退するという見込みなのか。例えば、特定疾患とかそういうので拒否、受けられないというのかな。ほとんど、ドクターから言えば、特定疾患があっても大丈夫というお墨つきをもらっていますよ。何で2割が残るのかっていうことを、まずもう一回確認をしたいと思います。</p> <p>それから、あと一つ、さっき確認するのを忘れちゃったけれども、6月11日に聖火リレーがあります。これも私どもには出欠の確認、そして時間に来てくださいというのはありますけれども、この詳細がよく示されていないなど。例えば、百石高校から木内々小学校まで何区間で何人、誰が、どういう人がランナーとして予定していますとか、そういう情報がよく分からないなど。例えば、男女別にはこうです、年齢的にはこういう対象の人です、全然そういう情報が伝わらない。仕方なく議員に案内状出して、形だけでもやるかという考えなのか。今のコロナ禍ではあまり盛り上がりがないほうがいいという捉え方なのか。この辺についてもお聞かせをいただきたい。</p> <p>以上です。</p> <p>町長。</p> <p>まずもって、平野議員に、なぜ集団接種を我々に報告しない、あるいは教えなかったということでもありますけれども、たしか5月20日時点ではワクチンの量そのものが欲しい分入るか入らな</p>
-----------	-------------------------------------	--

いかという部分で、なかなか難しい判断をしたものと思っております。しかしながら、突然総理大臣が7月末までに高齢者を全部やるっていうことになって、国があらゆる手だてをして、今は今度は自衛隊の病院とかあるいは何ですか、歯医者さんはもちろんですけれども、見習いの人たちにも少し研修させてでも、何が何でも7月末までに終わらせるという部分で急遽我々にも降って湧いたような国の指導あるいは暗黙の、何て言えばいいか言葉よく分からないですが圧、内々の圧がかかったのかなという気がして、そういう部分で手当て、皆さんにお知らせするのが遅れてしまった。そういう部分で、担当の方々も早く集団でも何でも国ではやれって言うからということで、皆さんに報告が遅れてしまったのかなという気がしております、大変申し訳なく思っております。そういうことで、担当、接種の対策室でもそういう部分では思いが回らなかった部分はあったのかなという気がしております。ただ、何が何でも7月末までに高齢者の接種を終わらなければならないということで、今、町内の耳鼻科の先生方も動員してお願いしたら、快く、お役に立つのであればいつでも行きますよ、出ますよということですが、こちらの準備もありますので、いつでもと言われてもこちらの都合でまた先生方に声がけしてお願いはしていますけれどもですね。そういう部分で、2回に分けて、4日間で集団接種をする予定にはたしかになっているはずですが、そういう部分で、先ほどの聖火の話にも触れますけれども、我々が知らない上のほうで、いろいろな部分で動いています。そういう部分もありますので、上からの指示で動かなければ、特にワクチンの量とかそういう部分で、長くなって申し訳ないです、そういう部分で自分たちは使われている部分をお願いしなければならない部分で、そういう部分で、少し、職員には大変酷ではありますけれども、遅れてしまった、あるいは報告があったとかなかったとかということになったのかなという気がしております。

そしてまた、話、飛びますけれども、聖火リレーのことに対しても、全く町内の誰が走るかというのは、昨日あたり私のところにも来たのかなという気がしております、皆さんにまだ報告する段階までは県が公表してくれませんでしたので、そういう部分で遅れているということも覚えておいてくださればと思います。

<p>答弁</p>	<p>西館議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>以上です。</p> <p>病院事務長。</p> <p>おいらせ病院からも補足的な部分でお知らせをいたします。 先ほど、平野議員からおいらせ病院が了解したから集団接種をやるのかという旨の発言的なものがありましたけれども、実はおいらせ病院、この前の日曜日にも病院内で大規模接種を行っております。次が6月27日、その後7月11日に、また日曜日においらせ病院内で大規模接種を予定しているところでした。が、今、町長がおっしゃったとおり国からの要請とか県からの要請、いろいろな事情が変わって早めなきゃいけないということもあると思いますけれども、トータル的に病院だけでやるのではなくて全体的にやったほうがスケールメリットが働くだろうという多分考えの下、おいらせ病院を含めた中で集団接種をするという決定に至ったと病院側では考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、聖火リレーの件についてご説明をしたいと思います。 議員ご指摘のとおり、確かに詳細についてはあまり詳しく示すことができないような状況が続いております。新型コロナの感染拡大ということに関しては県の実行委員会あるいは町の担当課としてもそれに十分配慮するような形で、今慎重に進めているところでございます。ランナーの名前につきましても、今朝の東奥日報の新聞でしたか、一覽で載っておりますが、それが本日公表されるというような状況でございます。議員ご指摘のとおり、形だけとかやるかというような、そういうつもりでやっているわけでもなく一生懸命やっているところでありますけれども、沿道に観客が集まって密になってしまうとか、そういうような対策も取らなければならないというところもありますので、慎重に事を運んでいるというところでございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>それでは、平野議員から16歳以上の方の接種について80%ということであとは切り捨てられるのかというご発言がございました。我々のほうでは一切そういうことは考えておりません。前回、全員協議会でお示ししたのは、7医療機関との協議により得られた接種可能回数を積算した結果、80%というものを示しただけです。それ以上接種するためには、各医療機関との協議も必要ですし、そのほかにも集団接種等についてもさらにご協力をいただいて、希望する方ができる限り接種できるような体制を整えていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今、町長話しましたけれども、私は最初の計画の段階で、個別接種のほかに集団接種もありきだったら町長は少なくともおいらせ病院の開設者ですから、医師にそういうワクチンが、そういう供給がなされたときは病院でも医師会と協議して対応するように指示しておけばよかったんじゃないかと私は思います。ですから、これは町長が開設者でなければ別ですけれども、開設者として、町長として対応してほしかったなという思いが一つあります。</p> <p>それから、聖火リレーですけれども、感染者対応とかと言いますけれども、マスコミ見れば八戸は伊調 薫が走るとか、どこは何が走る、簡単に言えば公表しているんじゃないですか。全然、何と申しますか、名前が通らないところの町村は全然公表しない。有名人は県が公表する。そういうアンバランスな形でいいんですか。おいらせ町は全然有名人が走らないということでしょう、逆に言うと。こういうのは、やはり町として県の実行委員会に文句つけるべきですよ。そうでなくても町長が言う費用対効果からいえば無駄だって言っているのに。担当課として、やっぱり言うべきものはちゃんと県に言ってくださいよ。私は、本当に全然分からないで盛り上がりますか、本当に。少なくとも、子どもが走るだったらじじ、ばばまで顔を見る機会をちゃんと与えとかそういう配慮があって、オリンピックなんてもう私ら生きているうち</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>に来ないわけですから、そういうふうになんと、県と、感染症対策も大事だけれども今現在生きている人を大事にせねば駄目ですよ。そういうものを、やっぱり行政として、毅然として対応してほしいと私は思いますよ。ぜひ、この部分は、もう日にちが何日もないんですけれども、資料が来たらもうそれなりに、内密でもいいから、ちゃんと情報提供してやって、対応してほしいと思いますよ。</p> <p>あと、16歳も大事ですけども、さっき言った先行接種、私は保育園の保母さんとか、いろいろな高齢者の施設で働く人、いろいろな制限されているんですよ。買物もどこ行けば駄目だとか、どういう大手に行けば駄目だとか。もうぎりぎりの限界まで来ているわけですから、やっぱり少なくともこういうふうに制限を受けている人には、医療従事者はいいいんですけれども、やっぱりちゃんとした形で、高齢者の前でもいいからやってほしいなと思いますよ。ぜひこの部分、特段の配慮をしてもらえるように、町長からも指示してください。お願いします。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに。</p> <p>1 番、佐々木 勝議員。</p> <p>皆さん、コロナのことで頭がいっぱいになっていて、こども課の課長ほか職員の方は大変だと思うんですが、ここを乗り切らないとおいらせ町全体が回っていかないというか、いさかいになるってというか、笑い声が聞こえてこないと思うので、各議員さんの声も確かだと思いますし、職員の皆さんの大変なことは重々分かっていますので、ここを何とか頑張ってほしいなと思います。</p> <p>私から、ちょっと、全くコロナとは関係ない質問をさせていただきます。</p> <p>まず、13ページの観光施設の自由の女神像の記念業務委託料、これは、前回というか、ユーチューブか何とかしているのか、それともつくるための費用だったのか、それとも別にこういった行事を行うのか確認と、それともう一点が、15ページの防災行政無線のことにに関してなんですが、これがちょっとあちこちから聞こえてきているのが、何で朝のチャイムをやめたんだという話が、</p>
-----------	-------------------------------------	---

	<p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>私、百石地区、下田地区含めて来ています。中には、たまに会うと、逆に朝聞こえないと具合が悪いという年配の方がいました。それによってお母さん起きるし、スイッチが入るんだという方がいました。ぜひ、何でそう決まったのか、何で流せないのか聞いてきてくれないかという話をされましたので、あえてここでちょっと質問させていただきました。よろしくお祈りします。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、まず1点目の自由の女神30周年記念事業の委託料の部分ですけれども、昨年度確かに議員がおっしゃるとおりインスタグラム等を活用したフォトコンテストを実施しております。今年度は、そのフォトコンテストで入賞した方々の作品を観光施設といいますか、例えばイオンモールとかアグリノ里、ラピア、あとはJR八戸駅、七戸駅等に展示するような形で考えている委託料でございます。また、自由の女神像のところに解説の看板を作成したいと考えております。これは、日本語のほかに韓国語、中国語とか英語とかですね、交えてそれを看板にして作成するといった個々の部分の委託料になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>防災無線の朝チャイムの件でご質問いただきましたのでお答えいたします。</p> <p>たしか、3月の広報で、今年度試験的に朝チャイムをなくしますということでアナウンスはしていたかと思えます。それから、町内会長の連絡会議でも同様のご質問をいただきまして、当課からお答えしております。</p> <p>朝チャイムをなくしたというか、試験的に今年度なくしておりますが、その経緯についてお話をいたします。まず、防災無線の機械のことなんですけど、大きく分けると2つあります。まず、各ご家庭にある個別受信機ですね、あれはボリュームはついていてつまみで調整ができます。今度、それ以外に外にラップがついて屋外子局というものがあります。あちらは一切ボリューム調整は</p>

		<p>できません。一方的に流されるものがあります。過去、1年に1回くらい、屋外子局のそばに住んでいる方々から朝チャイムがうるさいという苦情が毎年のように来てございます。要は、勤務体制が人それぞれ変わってきております。普通に朝起きて夜寝るわけじゃなくて、夜勤明けの方もいらっしゃいますし、それから子供さんも小さいお子さんをお持ちの家庭の方からも苦情をいただいております。せっかく朝寝ついたと思ったらそのチャイムの音で起きてしまうと。子育てに配慮しないのかというお声もいただいております。そういったことをいろいろ勘案いたしまして、試験的に一度止めてみようかということで今年度その取組をやったわけでありまして。防災行政無線のそもそもの目的は、有事の際に町民の方々にその情報を流して、災害等から瞬時に逃げられるように、そういった目的がございまして。チャイムの話をしていただきますと、朝の6時、お昼の12時、夕方6時の3回流してありますが、こちらはどちらかといいますと補完的な意味合いで、時報を流すことによってちゃんとその防災無線が正しく運用されているかどうか確認する意味合いがあります。その目的からいうと、1日3回流さなくても1回から2回聞ければいいわけでありましてから、朝のチャイムをなぜ必要かというときに、きちんとした理由づけがなかなか難しいということがございます。繰り返しになりますけれども、様々、人それぞれの生活スタイルもいろいろ変わってきているものもございまして、もし朝起きるために必要であれば、音は自分でつくれるわけですから、目覚まし時計であったり、そういった工夫は様々できるわけですから、取りあえず今年1年間はなくすことを試験的にやってみようということをやっているわけでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>1番。</p> <p>まず、自由の女神像の件です。体育館のすぐそば、テニスコートの脇に八戸広域で作った案内看板があると思うんですが、ちょっと話ずれますけれども、あの看板がずっと1年以上調整中とか修理中とか紙貼られていますね。ああいうのから直していかないと、30年記念、記念って言われても周りがどんなのよと言った</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>1番 (佐々木 勝君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>ときには整備されていないじゃないかという声があります。</p> <p>それと、やっぱりそれだけお金を使うのであれば、フォトコンテストというの分かるんですが、ユーチューブで作った動画もあれで終了なのかどうか。ただ、見た感じは、これが30年記念のユーチューブ、みたいな感じだったんですよね。見たかどうか分からないんですが、少し金をかけているのであれば、30年記念ということにふさわしいような動画を作ってほしかったなと思います。</p> <p>それと今、防災無線の件に関してですが、その辺は十分理解して、私の洋光台も何回かクレーム来ました、私が町内会長やっている頃にうるさいと。ただ、それは一部の人の、一部の人も大事にしなきゃいけないんですが、全体のことを考えると、それがなおかつ1年様子見るとなると、1年後になると余計うるさい、何でやるのよという声が大きくなると思うんですよ。その間でまた考え直していかないとですね。家庭内のやつはボリュームを落とすとかできますけれども、柱に立っているスピーカーも、あれは切ったら駄目かなと思うんですが、例えば4つスピーカーあれば2つにするとか、いろいろ方法はあると思うんですよ。家庭内にありますから、当然聞きたい人は聞きますし、外のやつはスピーカー4つあれば2つを切るとか可能だと思うんですが。その辺を考えていかないと、1年後だと余計クレーム来て、今度はもうそれが朝だ、昼だ、夜だということになって、文句言えばどんどん要望を聞くんだなと思えば復活できなくなりますよ。本来の防災無線の機能というのは生きなくなっていくと思うんですが、どうお考えでしょうか。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>まず、公園内にある看板の件ですが、ちょっと私も今、申し訳ございません、確認をできていない。八戸圏域のという看板だということでしたので、確認をさせていただいて対応等検討していきたいと思います。</p> <p>あと、ユーチューブの作成に関して、30周年にふさわしいものということで、できた内容がご満足いただけなかったということだと思いますが、何とか盛り上げたいということでやったもの</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>でございます、大変中身に関してそういう判断をいただいているというのであれば、ちょっと残念だったなとは思いますが、ただ、こちらとしては30周年を盛り上げるために今後もこの事業、今年度の部分も含めて実施したいと考えておりますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、公園内の八戸広域の看板の件について答弁したいと思います。八戸広域で設置したと思われる看板なんですが、昨年度から壊れているという情報をいただいております、八戸広域には修繕をお願いしますということで、昨年度から話をしておりましたが、広域のほうでもその立てた経緯とか、いつ立てたとか、そういうのも含めて、あるいはもしかしたら町で立てたのではないかというところもありまして、それを調べているということで、ちょっと長期間にわたって放置されたままになっております。ご指摘のとおりでございます。ですので、また改めまして広域にちょっと申入れをしていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>防災無線の朝チャイムのことで、お答えいたします。</p> <p>非常に難しい問題だと思っております。どちらかに合わせなきゃいけないところが事実であります。その音を不要としている人にとってみれば騒音でしかないわけです。だから、どっちかに合わせると、どっちかが嫌がるというか、そういう結果になります。今年度1年間見てみて、大きく支障がないようであればそのままいこうということも方法としてあるのかなと感じております。1年間やった上で、いろいろな声が今も時々届いておりますので、そういったものを加味しながら最終的な判断をしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	西館議長	1 番。
	1 番 (佐々木 勝君)	<p>まず、今、さっきの八戸広域のやつ、撤去なら撤去でいいと思うんですよ。1年間もあのままですからね。脇に八戸広域事務組合か何かって書いているので、多分その関係の寄贈かなんかだと思うんですが、撤去なら撤去したほうが見た目はいいと思います。提案と、お願いをしておきます。</p> <p>防災無線ですが、状況は分かっていますが、スピーカーを抑えるというのでも検討していただけないでしょうか。1年やって何もなかったからじゃあやめます、その後ももうやめますというのは、また逆に言えば、賛否両論あるにしても、やっぱり本来の業務というのを考えたときに、有事があったときに鳴らなかったということになれば、そのための試験放送だと、朝昼晩というのは、そう思っていますので、その辺、うまくいく方法を考えていただきたい。町としての方向も分かりますけれども、私のお話としてやっておきます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般及び給与費明細書及び地方債に関する調書及び第2表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第47号について採決いたします。</p> <p>本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西舘議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>日程第19、議案第48号、令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の61ページから62ページになります。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予算額に686万3,000円増額し、予算の総額を10億1,395万5,000円とするものであります。</p> <p>別冊の事項別明細書の1ページから4ページになります。</p> <p>その主な内容につきましては、収益的支出の1款1項1目の給与費では、新型コロナウイルスワクチン接種や発熱外来に係る職員の時間外手当などに424万7,000円を追加、2目経費では院内の感染対策の強化のために人員を配置する委託費用として261万6,000円を追加するものであります。</p> <p>収益的収入では、実情に合わせ外来患者数を見合わせた結果、1款1項2目外来収益を2,632万4,000円減額、3目その他医業収益では新型コロナウイルスワクチンの接種料に対する公衆衛生活動収益に2,290万円を増額し、2款2項2目他会計補助金では医業費用に対し地方創生臨時交付金を充てる一般会計からの繰入金726万2,000円を増額、5目その他医業外収入では町の新型コロナウイルスワクチンの接種対策としての協力金300万4,000円を増額するものであります。資本的支出では、オンライン用タブレット・PCの購入のため機器備品購入費163万5,000円を追加し、その財源として同額を一般会計からの出資金を充てるものであります。</p> <p>説明は以上であります。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件については、議案書と説明書により一括で質疑を行います。給与費明細書も含みます。</p> <p>議案書61ページから62ページ、公営企業会計補正予算に関する説明書1ページから5ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第48号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>資料配付のため、暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 4時55分)</p>
	<p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 4時57分)</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、当初の予定より議案審議が進行しました。</p> <p>発議第2号、議員派遣の件について、委員会の閉会中の継続調査の申出の3件について、日程を追加し議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、追加日程として3件を議題とすることに決定いたしました。</p> <p>追加日程第1、発議第2号、おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。</p> <p>今定例会開会日に提出者であります松林義光議会運営委員会委員長から標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、欠席等の届出及び請願書の記載事項等に関して所要の改正を行うため提案するとの説明がありました。このことについて、これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>質疑なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、発議第2号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。</p> <p>このことについては、おいらせ町議会会議規則第127条第1項の規定の手続を取るものであります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり7月14日青森市において開催させる県下町村議会議員研修会に全議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり派遣することに決定いたしました。</p> <p>追加日程第3、委員会の閉会中の継続調査の申出を議題といたします。</p> <p>総務文教常任委員長、産業民生常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務の調査について会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>日程終了の告知</p>	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p> <p>以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>お諮りします。 本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。 会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 したがいまして、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。</p> <p>令和3年第2回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には大変ご多用のところご参集いただき、また、提案いたしました人事案件をはじめとした全ての議案について議決賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めてまいりたいと思います。</p> <p>特に、ワクチン接種については、今後は集団接種あるいは若い世代の接種が順次開始されることから、今議会での意見を踏まえ、一刻も早く平穏な日常が戻るよう、職員一同改めて気を引き締め、適切に対応してまいります。</p> <p>最後に、議員の皆様におかれましても、体調管理には十分留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
----------------	--	---

閉会宣告	西館議長	<p>これで会議を閉じます。</p> <p>これもちまして、令和3年第2回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午後 5時02分)</p>
	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 3 年 7 月 3 0 日

議 長 西 舘 秀 雄

副 議 長 檜 山 忠

署名議員 木 村 忠 一

署名議員 田 中 正 一